

# 1. 平成22年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成22年6月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美

郡上市民病院  
事務局長 猪 島 敦

郡上偕楽園長 牛 丸 寛 司

国保白鳥病院  
事務局長 日 置 良 一

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴

議会事務局  
議会総務課長 羽田野 利 郎

### ◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いいたします。

なお、議会だより掲載のため、写真撮影を許可してありますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には20番 田中和幸君、21番 金子智孝君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（池田喜八郎君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いをいたします。

---

### ◇ 山 下 明 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、6番 山下明君の質問を許可いたします。

6番 山下明君。

○6番（山下 明君） おはようございます。

昨日のサッカー観戦で寝不足の方がたくさん見えるようですけれども、眠らない程度にお聞きいただければ大変ありがたいというようなことを思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして4点質問をさせていただきます。

1点目は、各地域からの要望に対する結果報告及び新事業の検証についてということであり  
ます。

市に対する要望の流れの一つとして、各地域の支所長を通じて行う形があります。各自治会長が住民の意見を聞き支所に持ち込み、支所である程度精査し、市に対し要望をする。そこで見通しの説明を受け、さらには年度末に結果を支所に戻し、支所長は自治会長に、自治会長は総会の場で住民にという流れであります。即決できるのは、予算的に数百万までの内容だと思えます。また、自治会がまたがったり、ある程度広域で予算規模も大きく、単年度でおさまらない事業、また地域にとって長年の懸案事項でありますとか、国・県が関係する事業状況などは、住民に伝わっていないのが実情だと思っております。行政としては、最大限努力して伝えているつもりでも、抜けた部分が多々見受けられます。

また一方、どれだけオープンに報告事項を徹底しても、これで十分という評価が得られないのも事実であります。行政と市民が問題点及びその解決への進捗状況を共有することは、大変重要なことでもあります。今後、さらに市民に対する広報活動を進めるに当たって、どのようにするのがよいのか、まず市長にお聞きをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山下明君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 御質問にお答えをいたしたいと思えます。

ただいま御指摘がありましたように、私ども市の方へは振興事務所、あるいは市役所の方へ地域からいろんな要望が寄せられます。特に自治会単位等でも、いろんな要望をお受けをすることがあるわけでございます。そしてまた、それらの中には市が事業主体となっているもの以外に、県や国が事業主体となっているものもいろいろございます。特に、今もお話しありましたように市がやるべきこと、事業主体になっているものについては、それぞれ各振興事務所等から、その要望の自治会等へその結果等はお知らせをしておるということでございます。そうしたことを今後徹底したいと思えますし、また県や国の事業について、必ずしも全部が全部市に要望が来られるとも限りませんが、そうしたものについての進捗状況等が、ともすれば当の地元自治会等にその結果等が明確に連絡、報告がないというものもこれまであったかと思えますけれども、そうしたものについては、やはりきめ細かく今後、要望を受けた自治会長さん等に御連絡をするというようなことを徹底をしてまいりたいというふうに思えます。物によっては、社会への大きな関心事ということで新聞に出たり、テレビで報道されたりということもございませぬけれども、特に要望等を受けたものについては今後十分注意を払って、これまでに以上に、まさにおっしゃった進捗状況の情報を共有するというを基本に、より一層緊密な連絡をとってまいりたいというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6番（山下 明君） それ以上のことはしませんので、次に移らせていただきます。

新事業の検証についてということを出しておりますけれども、これにつきましては、ひるがの高原のサービスエリア内に作りましたバスストップの関係であります。前年度4,327万の予算でバスストップが建設され、ことしの4月の1日から供用が開始され、高速ひるがの高原バス停として利用ができるようになりました。

私は、その利用状況を今月の初めといいますか、5月の31日だったと思いますけれども、建設部に問い合わせをいたしました。返答としては調べていないということでありました。さらには、その同日に高鷲支所、また観光協会に尋ねました。いずれも調査はしておりませんでした。また、地域の人に上り・下り、それぞれ何時にとまるのかということをお聞きをしました。知っておる人はほとんどいませんでした。利用された方は関心があるといいますか、利用された方は知ってみえると思いますけれども、それを今使うつもりのない人ですけれども、知らない人が多いということです。こうした事実を踏まえ、質問をさせていただきます。

私は、バスストップの計画時、一般質問を含め問題点を提起してまいりました。なぜなら、合併した郡上市のスケールメリットを生かすためにも場所は白鳥インター付近がよいのではないのかということをも自分自身思ったからであります。

高鷲の小選挙区の選出議員がこういったことを言うのも、ちょっと変だと思われる方もおりますけれども、高鷲から遠くなるのにどうして白鳥がいいのかという疑問が当然出てくると思います。その答えとしましては、国の航空行政の間違いと同じだと思っているからであります。各県にそれぞれ空港をつくり、共倒れをしたということが事実として上がっております。高速道路内、また長距離便の特殊性から、現在の前原国交大臣がテレビ等々でも空港に対する考え方をいろいろ述べております。内容としましてはハブ化するのがよいのではないのかという形で、羽田空港と成田空港の関係を言われております。自分自身もそういうことがよいのではないのかということで、計画時に問題点を提言したところであります。

また、現状、高鷲にバスストップをつくったのに、高鷲町民が高速バスを使いまして、現時点で京都とか大阪に行こうとした場合、当然、高鷲のバスストップには名古屋から白川の間で1日に上り、下り1回ずつしかとまりません。そういったことで現状としましては、八幡まで行かなくては大阪方面へ行くことができません。また、今後努力して、ひるがのサービスエリアの中で大阪、京都方面のバスを乗れるようにバス会社に交渉をしたとしても、白鳥の市民は大阪へ向かうときに八幡へ行く人がほとんどではないかと思えます。

また、高鷲のバスストップの単体では利用者の数が少ないということで、バス会社がアプローチもかなり難しいのではないのかということで、今後、市としましても努力をしてバス会社にたくさんとまっただいて、利便性を図るというような説明がありましたけれども、そのこ

ともかなり難しいのではないかと思います。仮に、それが先ほど言ったように白鳥にあった場合は、白鳥、高鷲、また大和の一部が利用することによって、利用者も多くなり、本数的に便利になりますし、そういったことでバス会社に対しても働きかけができるのではないかということもありました。そういったことの中で、かわりにとっては語弊がありますがけれども、今回の岐阜バスの撤退、荘川への岐阜バスですけれども、そういった問題も含め、今、市で調整をして自主バスの運行というような形で進めておりますけれども、そういった自主バスの関係を本数的にも白鳥－高鷲間に特別に、また配慮していただく、そういったものを郡上全体として広域的に事業の費用を見ることによって、そういうバスの運行、そういった面で配慮いただければ、高鷲の地域としてもよくなるのではないかという思いからであります。

また、終わったことをくどくど言っても、もどに戻るといふことではありませんけれども、また今後の新しい事業計画に役立てばという思いで、続けて質問をさせていただきます。

ひるがのの今のできたバスストップの利用状況を市としては調べていないという状況。4,000万も使って調べていないって、次どうなったのか、どこへ行ったのか、たまたま十数人、20名弱の人が利用されただけやということですからけれども、どこから来て、どういう目的で、どうなんだということの調査もなしで4,000万も使って知らんよということでは、ちょっとおかしいのではないという意味の質問です。

それと、その後ですけれども、岐阜バスコミュニティがそのバス会社ということで、そこに電話で聞きました。結果としましては、4月の22日間で9人が上り・下りで見えたそうです。5月には18日間で上り・下り含めておられた人、乗った人の数が15人です。私は、4,323万の予算をかけた事業で地元の利用、また観光での利用、その必要性を当時強く主張した割には、完了してからの動態調査がなされていないということは、いささか問題があるのではないかということをおもいます。

また、こういった調査につきましては、やろうと思えば昨年の民主党政権のもとで各自治体に配分された緊急雇用とか、そういった関係もありまして、たまたまスキー場の東南のところに見回りをするとか、不法投棄を見回るとか、そういった面には予算づけをして緊急雇用で対応したんですけれども、こういったことでも、とまるのが10時四十何分で30分かければ済むことですし、そういう道中にそこそこへ行って、何人の方がおりられて、どこからちょっとすみませんけれどもという形で、どこから見えて、どこへ行きますかというぐらいの調査はして、この次に別の会社にアプローチするときには、こういう方が見えます、もうちょっと便数がふえればどう。それから行き先も白川じゃなくて富山までとか、高山とか、そういった要望といいますか、利用のこともお聞きする中で、次のステップが出てくると思いますので、そういったことを何もしていないということはどうかということ、つくってしまえば後は気にか

けなかったのか、また調査する気があっても市長からの伝達が職員さんに行き届いていなかったのか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） ひるがののバスストップにつきまして、今御指摘があったわけでありまして、完成後、4月から供用開始をされたわけですが、きちっとその利用状況を調査をしていなかったとすれば、それは私もやはりハードの施設をつくれば、それでまずはどういう形では非常に御指摘のように不十分であるというふうに思っております。この点については、そのお尋ねがあった時点まで全然調査をしていなかったということであれば、反省をしなければいけないというふうに思っております。

また、ここにつきましては、今後、郡上市の観光等の玄関口ということで、私は将来的には非常に重要な機能を持っているというふうに思っております。現時点においては、そのバスの運行状況等が、まだ私どもが期待をしたとおりにはいっていない状態でありますので、今後ともバス運行事業者等に働きかけながら、所期の目的が達成できるように努力をしたいというふうに考えております。

（6番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6番（山下 明君） それこそ建設がされたということですので、現状としてはとてもバスストップのていをなしていないということですので、今後、あらゆるバス会社等々に働きをかけて、白鳥からでもそれが利用できる魅力のある施設にできるように、よろしく願いをいたします。以上、この点はこれで終わります。

2点目ですけれども、これは趣旨的には1点目と重なる部分もありますけれども、一般質問での検討事項の経過報告についてということで、これ数年前の一般質問の場でお聞きしたことですけれども、各議員からの提案型とか、予算上、財源の問題のあるから即答できなく、今後検討します等々の場面が見受けられました。そういったときに、私は、庁内で検討委員会をつくり各項目ごとに精査をし、次年度までに結果の報告ができないかと質問をしたことがあります。結果的には不採用といたしますか、やらないということで現在に至っております。

また、現状では、自分自身の質問については、その後、各部長さんたちに問い合わせをしますが、他の議員さんの一般質問での提案型、またこうしたらというような結果まではわかりません。市長は議会の後、きょうでもたまたま4時、5時ごろには各部長に招集をかけて検討をされるということをお聞きをしました。私は、さらに次期定例会、今で言いますと9月の定例会の前に招集をかけて、例えば今ここで検討、またいろいろ状況を精査してというよう

なことを、3ヵ月間たった9月の前時点でどうなのかということ、定例会の冒頭に結果の報告ができないかというようなことで質問をさせていただきます。

また、内容としては、どのように対応して検討したのかということと、検討努力をしたが結論が出なかったとか、またその時点でも、まだ3ヵ月間では変化がなくて、その後、状況を見ながら検討しますとか、その程度のことでいいと思いますが、行政報告というような形でも、時期的には定例会という含みの中で報告が願いたいという気持ちですけれども、この点について、どういった考えかをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

この本会議におきます一般質問等の場、あるいは各委員会においても、それぞれの議員さんからいろんな御質問やら御提言、そういうものがございます。これはやはり私は真摯に受けとめておるつもりでございまして、そしてまた、この場で検討をいたしますとか、あるいはもちろんそれと違う考え方を持っているものについてはそのように申し上げたいと思っておりますけれども、いずれにしろ、そうしたことが言いっ放し、あるいは聞きっ放しというふうになってはいけないというふうに基本的には考えております。

私ども内部的には、それぞれの議会が終了したときに、そうした本会議でのやりとり、あるいは委員会でのやりとりで、いわば議員の皆さんから御質問や御提言のあったことについて検討をするということについては課題というふうに受けとめて、それをどのように対応するかということ、それぞれの所管の部局から当面の考え方というものを表にして出してもらっております。そして、そういうものの中から着手できるものについては、できる限り誠意を持ってやっているつもりでございます。そうしたものの中、機会をとらえていろいろ委員会等において御報告を申し上げているものもあろうかと思えます。また、検討をさせていただくというものの中には、すぐはできないと、かなりの時間的余裕をいただいて検討をしたいというものも含まれておりますので、すべてがすべて即応的にできるというものではございませんが、いろんな委員会等の機会をとらえて今後も報告をしてまいりたいというふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6番（山下 明君） 自分自身、議員をさせていただいて言うのもどうかと思いますが、議員の提言の中にも行政執行に当たって貴重な建設的なことも少なくないと思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

それでは3点目に、職員給与の公表についてということで質問をさせていただきます。

最近、特に給与に関する報道が目につきます。近いところでは、名古屋市の議員歳費及び政

務調査費、また国関係では宝くじ等々の天下り法人の年俸といったことで、テレビ、週刊誌をあわせるとほとんど毎日のように目にするところであります。こういったことでも初めに高い例を出したので、それをそのまま郡上市の職員の給与費の問題ということではないので、その辺をちょっと御理解をいただきたいと思います。

また、職員給与につきましては、地方自治法及び地方公務員法の趣旨に沿って管理されていることは当然のことです。職員給与費は住民の税負担によって賄われていることから、住民の理解と納得、支持が得られなければなりません。そのため、現状のような総額であらわず給与費の公表ではなく、その実態を要領よく住民に理解しやすいように工夫して公表すべきではないかと思います。内容としましては、人件費の状況、職員給与の状況、平均給料月額、平均年齢の状況、初任給の状況、経験年数及び学歴別平均給料の月額、級別職員の状況、職員手当の状況といったようなものです。中には、広報紙の中で公表をされているものもありますけれども、自分自身で、例えば大ざっぱにこの部長はどのぐらいの年俸なのかということ特定しようと思っても難しいということもあります。また、その広報紙によって、わかりにくいような給料表を出してそれでよしというのではなく、部長、課長、係長が500万円台なのか、300万円台なのか、400万なのか、せめてそのぐらいの大ざっぱなことでもいいと思いますけれども、その程度のことはわかるものを公表することができないかということをおもっています。

また、特別職の報酬については、たまたま市長とか数が限られているということで、個人的なことでも幾らもらっているのかというようなことは識別できますし、議員につきましても公表されて28万8,000円、自分自身のことははっきり言いますと手取りで19万から20万の間、20万を超えたときが、ここ2年間で20万2,000円ぐらいのときが2回ぐらいあったと、そういった状況であります。そういったことを、職員さんのどなたに聞いてもだれも答えないと。管制がしかれているのではないかと思うぐらい、逆に。どの職員さんも手当がばらばらでわからないとか、そういったことで、自分の給料とかどんだけもらっておるか、年間に幾らというようなことも、ほとんど言われなし、答える人もおりません。そういったことも含めまして、市の財政といいますか、それは住民の福祉向上のために使われるのが目的であって、そういったことを考えますと給与費もガラス張りにする必要があるのではないかと、さらにこれらの公表についてどうなのかということをお聞きします。

また、時間が14分しかないので、4点目もありますので、部長さんの程度のいいことはよくわかっておりますので、細かい説明でなしに法的に公表ができるのかできないのか、またやるつもりがあるのかないのかぐらいなことで、きのうの日本新党のイエスかノーかというような短い話じゃないので、そういった点ちょっと時間的なことも配慮していただいて、簡単にちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） はい、田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 手短な答弁に努めたいと思います。

まず一つは、この給与の公表につきましては、一人ひとりの職員が幾らもらっておるかということをつまびらかにお示しをするというよりは、いわゆる人事行政がどのように運営をされておるかという制度の公表という趣旨があると思います。取り決めは、地方公務員法の58条の2というところにありまして、これを受けて条例、それから要綱が定められております。その要綱に従った表に基づきまして、今、山下議員さん御指摘のように、かなり詳細のデータを公表させていただいております。一つは、今手元に持っておりますが、昨年11月、市の広報紙で見開き2ページで御紹介したものであります。例えて言いますと、この中では職員の初任給の状況ですと、大卒、短大、高卒幾らですと。それから、さらに一般行政職の場合に、経験10年で幾ら、経験15年たつと幾ら、20年たつと幾らというところまで細かく一応公表させていただいております。退職手当等につきましても、勤続20年であると自己都合退職の場合の掛け数が幾らである。その詳細が出ておりまして1人当たり平均支給額が1,385万であるとか、こういう具体的な数字も出ておるところであります。

それで公表の方法ですけど、広報と、それからインターネットを通じまして公表をさせていただいております。

（6番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6番（山下 明君） インターネットとか広報も、見られる方も見られない方もいます。それで調べればわかるということですけども、例えば部長が今年俸がどの幾らなのか、大体700万円台なのか、600万円台なのか。それで2年後か3年後に退職した場合にはおよそ1,800万なのか、2,000万なのか、2,500万なのか、大ざっぱにどうかということが、わかればということで、たまたまそれが高いから安くせよと、そういった意味ではなくて、たまたま今、郡上市から大学へ出ていかれて就職活動をする場合に、地元へ帰ってきて地域のために働こうよ、役所へ入ろうよと。そのときにどんだけもらえているのか、初任給はわかります。けれども10年たって結婚して子どもが3人。扶養家族の面、手当の面、そういったことを含めて、たまたま事例的に今の部長、公室長が幾らなのかと。それでやっていけるのか、やっていけないのか、よその企業に勤めた方がいいのか、そういったことの判断もできればということで、何もわからない状態ではちょっとおかしいということではないですけども、そういった意味も含めての質問ですので、今後できる限りインターネット等だけではなく、ふだん住民の方と「おまえ幾らもらっておるんや」という話の中で、それがたとえ大ざっぱにでもしゃべれるぐらいの状況になればということでもあります。

時間の関係で次へ行きます。

それでは、4点目の市の事業の優先順位についての考え方ということで出しておりますけれども、郡上市の関係ですけれども、昨日も地産地消の質問がありました。地産地消を進めているというようなことですが、自分自身は前から思っておるんですけれども、地販地売というような方が重要じゃないかと、そういったことは思っております。意味としましては、郡上市の中の中小商店で売ってみえるものは、その地域の人が買おうよということで経済的には回るのではないかと、そちらの方が重要ではないかというようなことを思っております。これはちょっと別な話ですけれども。

また、農林業の関係で、今、郡上市は経済状況が悪い中で、地元産材の使用を勧めて、新築住宅に対して助成金の制度というようなものも創設して対応しているところであります。

これは、自分自身が10日ぐらい前ですけれども、居酒屋である人から質問を受けた話をちょっと再現します。

市は、市に対して要望しても金がない、ないそでは振れないとのことでなかなか応じてくれないと。30億近い予算を組み、それぞれ事業を行っているが、優先順位がどうなのか、また環境がどうなのかという質問です、それは自分自身が聞かれた事業です。それと、環境問題の観点からも、山の手入れ、林業の活性化というようなことを言いつつ、材木を出す林道にかかる橋が老朽化をして大型トラックの通行に支障があるところがあるということ。それから、その橋をかけるには億単位の事業ですので、簡単にできないということもわかります。けれども、そういったかけかえ等の事業が早く進めることができないのかという趣旨で質問を受けて、それもたまたま多少入っているところですので、言葉はもうちょっと悪い言葉で、何でというような意味のこともありました。

それを具体的に1点申し上げますと、石徹白の中居神社に向かってぶつかって左へ折れてすぐの林道大杉線にかかる宮川橋という橋ですけれども、これ建設部で確認したところ、管理者は郡上市。竣工は昭和37年の4月で、現在その橋に対する通行規制は行っておりません。経過年数については、48年たっておるということでありました。また、そういった関係でお聞きをしたんですけれども、同様の市内の48年たった橋はどの位置のどのぐらいのところかといいますと、白鳥では黒古橋1号、それから北濃の平家平橋、明宝の南田橋、和良の和良大橋、八幡の中央橋、美並の森下橋というようなところが48年経過した橋です。このほかに、48年以上経過した橋は郡上市内で十数カ所あります。そういった中には、1級、2級、その他、まだ種類としてはPC鋼、それからRCということでありまして、長さ、幅等々も一律に経過年数ではわかりませんが、先般、耐震強度の関係で、橋梁を調査をされたようですけれども、他の事業と比較する中で、そういった橋が後なのか先なのかという優先順位に適切に判断をして行うべ

きだと思いますが、その見通しと考え方をお聞きしたいということと、今、ちょっと5分前になりましたので、もう1点だけ。

高鷲町の向鷲見地内ですけれども、向鷲見から鷲見へ向かう県道であります。これは高鷲村当時からの懸案事項でありますけれども、昨日、14番の渡辺議員さんが質問をしておりました県道有穂・中坪線の改良と同じ状況がそこにあります。乗用車同士のすれ違いが難しい。だから民家のひのり場といいますか、標準語でないかもわかりませんが、そこへ大型トラックが待機して待っていると。そういった状況があつて、なぜ進まないのかということをお聞きをしました。これは県に対する要望でありますので、郡上市の要望に対する優先順位ということで、あわせて見通しといいますか、ここでできるとも言えない状況でありますけれども、その辺の考え方を2点質問しますので、よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは時間がございませんので、具体的といいますか、言われました石徹白の橋梁のことにに関して答弁をさせていただきたいと思ひます。

先ほど言われましたように昭和47年に架設がされておるわけですが、これと同じものが市道橋で15メートル以上のもので21橋ございまして、そのほか林道でも4橋ございまして、これにつきましては、先般、長寿命化の関係で橋梁点検を行ったわけですが、その結果ですと、安全ではございませんが、早急にかかえなければならぬというランクのものでもないということから、今後の観察は要するものですから、今後の状況を見ながら修繕計画を立てていきたいというふうに考えておりますし、そのほかの橋につきましても、この点検結果を受けまして、修繕計画を今つくっておるところでございまして、それに基づいて悪いものからやっていきたいというふうに考えております。

それから、県道惣則・高鷲でございますが、これにつきましては県の事業として、一部工事も進めておつてもいただいておりますが、現在は高鷲庁舎の少し奥のところ用地買収等を進めております。もう少し奥の方ですと、まだ計画ができていないところもありますので、きのうも申し上げましたように、待避所設置というような工法でお願いをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思ひます。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 山下明君。

○6番（山下 明君） 石徹白の橋のことですけれども、これについては林道で材木を出すということだけでなく、観光面も考えられると。また、そこから大野市へ抜ける道もあるということと、前にもどなたか議員さんが質問をされたようですけれども、ややもするとそういった1

億ぐらいかかる橋ですと費用対効果とか、そういうことが優先されるので、それを言われると端っこの方の人の少ないところは、どうしても遅くなったり、やることができないというようなことがありますので、逆にそういうことによって、観光、経済的にもそこに残ろうとする人が来て、どれだけでも人口がとどまると、過疎化の歯どめにかかるというようなこともありますし、それをやらないと負のスパイラルに陥って、便利が悪いから出ていく、出ていくから逆にということで順番に悪くなるというようなことで、そういったことも踏まえて今後きめ細かく、古くなったもの、または観光面、そういったことも含めてできるところはいろいろ、ふだん歩くところだけじゃなしに郡上全域をよく調査をいただいて、できるものはやってもらうというようなことで、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、山下明君の質問を終了します。

---

#### ◇ 金子智孝君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、21番 金子智孝君の質問を許可します。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 議長から許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

昨夜はいろいろビッグニュースもございまして、寝不足という点もあると思います。

私の取り上げる質問でございしますが、シイタケというとすぐイメージがありまして、最近のトップニュースはめでたいといいますが、喜ばしいトップニュースが大変あるわけでありますが、郡上市が合併をいたしましてもう7年に入ろうとするわけでありますが、これは負の資産ということでもございまして、これは大きなニュースになるほど傷が深いというテーマでございまして、大変重い課題でございまして、この点についての質問をするのは、「はやぶさ」は7年間たって宇宙から無事に生還をしたわけでありますが、私の質問は、7年目に入っただけでまだ無事に生還ということにはならない課題でございまして、そういう意味では大変、質問する側も課題としては重いわけでありますが、あえてこの問題は取り上げていきたいと思いません。

国・県の補助金の返還の課題というのは、当初この問題が提起されましたときに2億2,620万という債務保証に関する代位弁済ということで、非常に重いツケを負わされた。その上に、さらに追い打ちをかけるように、国・県の補助金の返還という課題が、もし万が一この我々の行政にあらわれますと大変な痛手になるということで、こうしたものの回避といいますか、免除をするために市長も努力をされる、我々としても最大限の努力をするということで取り組んできたことではありますが、この経緯については既に全員協議会におきまして、この方向性に

については御答弁、御説明をいただいているところではありますが、市民的関心の非常に強い課題でございますので、あえてこの辺の経緯について本会議において御答弁をいただきたい。

その前に、諸部長諸氏も新しくなられまして、なかなかこの課題についての経緯が不明ということもあろうかと思っておりますので、若干でございますが、その経緯を触れたいと思っております。

これは私の言葉というよりも、当時、和良村におきまして菌床シイタケの工場というものがどのような位置にあったのかというのは、当時、和良村で発行されました広報がここにございます。平成10年の1月号でございますが、これが完成したのが12月でしたので、年を越えて広報が出されております。この中に一つの特徴といいますか、私が一番この経緯に対しまして感じておりましたのは、当時の行政当局は、高度な政治判断によってこの事業を推進したという文言が必ずあるわけでありまして。高度な政治判断によってこの事業を推進したと。私は、非常に大きな行政たるものの政治判断というものが、いかように地方自治に対する影響、市民に対するかわり、その結末というのは、いかなるような形になるのか。ここからやはり多くの教訓をいかに学び取るか、こういうことの一つの位置づけの中で私が執拗にこの点について取り上げてきた経緯がございます。

その中の一つの文言に、この工場建設に当たりまして、全国で初めて菌床シイタケ農業協同組合、組合員30人が設立をされたと、そういう一つの手続の中でやられたと。日本で初めてつくったと。農業協同組合であると。そういう趣旨のもとに国・県の補助が絡んだと、こういう経緯であります。純然たる民間のこれは事業体でございますから、やはりそういうことの中に行政の事業として適切であったかどうかという問題点があるのではないかという立場からこの問題を取り上げている、こういう経緯があると。そういうことの中でスタートをかけた。

もう一つの見方ですが、これは2002年の9月号の和良村の広報紙です。これは密接に私は絡んでおる事業の内容の報告じゃなかろうかというふうに思っておるんですが、これは、この事業を推進する、いわゆるふるさと農道事業、大規模林道、この道路の建設に絡めながらこの事業を推進された。それが執行部が政治判断、これだというふうに言われておりますので、あえて私これは出しておるんですが、明宝村までに20分も短縮ができる事業費もここに書かれておりますが、4.6キロで130億の事業だと、こういうふうに位置づけられている。そこに施設整備といいますか、かけたということから出発したと、こういう観点でございます。そこへ国・県合わせて6億7,000万余の公費、その50%を国が補助していますから、国の補助の1割、3,800万余の県費もそこに投入された。そして自己負担は3億、そして残りは全額村の債務保証によって、借金で運営するという出発点でございます。

普通考えますと、これは非常に無理な話なんですよ。しかも、30名の農業協同組合の組合員

さんは自己出資は一銭もやられておらんですね。運転資金はゼロですよ。補助金と借金で運営する。3億を2.8%で掛けたら、金利は約800万以上です、年間。さらに、それに元金加わって返済するというのは、26年といえども相当至難な出発をされた。そこに、あえて債務保証をかけるということが高度な政治判断というふうに行くのではないかと、こういうことを思っております。さて、本論であります、これに関する国・県補助は、いわゆる適化法に基づいて補助金というのは執行されておるわけでありますから、郡上市の対応がいかにともあれ、適化法に違反すれば補助金返還は当たり前の話であります、その補助金返還に関する免除申請について一定の成果を得られた、結論を得られた、この経緯については大変重要でありますので、その経緯について簡略に御答弁をいただきたい。まず第1点目であります。

○議長（池田喜八郎君） それでは、金子智孝君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えを申し上げたいと思います。

ただいまの岐阜菌床シイタケ組合に係ります国・県補助金の返還問題であります。

お話がございましたように、損失保証としての代位弁済をした上で、さらに国・県補助金の返還という問題は、どうしてもしなければならないということになりますと、これは大変、郡上市にとっては大きな痛手になるということで、やはり私どもとしては、この返還を免除をしていただきたいということで、この事業に係るいろんな経緯、またこの経緯の中には確かに今お話がございましたように、相当いろいろ厳しい計画であったという問題もございましょうし、また、例えば当時としては全国的にも問題にもなったような中国産シイタケの大量の国内への輸入というような、当時としては神ならぬ人間の予測がかなり難しい問題もあったというようなこともございまして、何としてでもこの返還を免除していただきたいという願いを、県とともに国の林野庁の方にもお願いをしておりました。

簡略に申し上げますと、その手続のためには、一つは破産手続が終了するということが必要でございましたので、それを待ちながら、この返還免除の問題についていろいろ対応しておったわけでございますが、ことしになりまして最終的には1月に破産手続という形でのいわば終了でございますが、この日が1月15日でございました。そうした形で、さらに官報で1月27日に告示をされたということで、これでこの破産手続が完全に終了したということをもって、返還免除の手続が書類的にもなし得るという状況になりました。そういうことで、私どもとしては早速2月1日ごろから県とともにその免除申請の書類等の内協議を進めてまいりまして、最終的には2月22日付でもちまして、私ども市長から、まずは県知事あてに、そして知事から林野庁へ2月26日付で返還免除申請をお願いをいたしました。

私自身といたしましては、3月1日に県の林政部長へ、それから3月3日には林野庁の特用

林産対策室長を訪ねまして、いろいろと状況を説明し、返還免除の手続がとられるよう要望をいたしました。そうした結果、国から県へは3月23日付の文書をもって、そして県から私ども郡上市に対しましては3月29日付の文書をもちまして、今回のこの問題に関する国・県の補助金、総額は2億7,022万円でございますけれども、これの免除をするという形を迎えたということでございます。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。

大変、県の相手の仕事でございますから御苦勞であったというふうに思いますが、あえて2億7,000万、さらなる公費負担を免除されたということに対しましては、大変な御努力に対して敬意を表したいというふうに思っております。

次のテーマですが、2億2,620万という非常に巨額の代位弁済を行った。それに基づいて求償権を得まして、債務者に対する訴えの提起を、ちょうど昨年の6月の定例会12日、訴えの提起の議決を郡上市議会は行いました。その内容については2億2,620万円を債務保証された連帯保証人に対しまして賠償を求める提訴をすると、岐阜地裁に起こすということで、そのようにされていると認識をしておりますが、その経緯につきましても、いろいろ所管の委員会等での御報告、中間的なことはございますが、しからばその回収にいかにか誠意を尽くし、市民の理解を得るかという立場でございますから、あらましの要点のみ、この訴えの提起の経緯について、概略の御説明をいただきましたと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 概要につきまして御説明いたします。

訴えの提起につきましては、昨年の6月議会で訴えの提起と訴訟費用の補正予算を議決いただきました。このことを受けまして、岐阜菌床シイタケ農業協同組合債務に係ります損失保証額2億2,620万求償請求につきまして、当該組合債務の連帯保証人2人に対する求償金請求の訴状を、郡上市の原告代理人の弁護士によりまして岐阜地方裁判所へ提出をいたしました。これが昨年の7月28日でございます。訴えの費用としては、着手金、印紙代、切手代等で、当時の補正をしていただきました102万3,000円でございます。

裁判の経緯につきましてですが、9月24日に第1回が行われております。この裁判に対しまして被告の代理人弁護士から、この郡上市の請求について争うということが示されました。被告らは認否、抗弁をされ、またこの主張に対しまして郡上市から抗弁を行うということで、3回目におきましては、被告らの代理人より和解の発言がありました。この和解につきましても、市の主張をする、反論をする、被告らの主張に反論と、こういうことが繰り返されまして、現

在までに6回の経緯がございます。このうち5回目からは、和解について両代理人より進められておるといのが現状でございます。次回の7回目が7月9日ということで、現在予定をしておるところでございます。以上です。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 民事の訴訟でございますから、回数的な点はやむを得ないというふうに思いますが、和解の提案があったと、これは非常に重要なポイントだというふうに思います。

この議案第150号の訴えの提起のときにあわせて議決をされておりますが、これらの取り扱いについては、上訴ないしは和解につきましては市長に一任するという文言がございますので、その点については市長の方で御判断されまして、これは可及的速やかにと、相手のある話でございますので、いきませんかもしれませんが、私どもの判断としては、大変相手方からの主張の強い内容はもう非常に昔の話だと。我々はもう経営の実態の中にいないんだと。いろいろな反論の要素もあるようでございますので、御老体であるというようなこともあるわけですから、その辺については市長に適切に御判断、弁護士等々の中で。

しかし、できれば和解というものが双方、保証人の連帯責任の中でこれが図られるように特段のお願いをしたい。そういうものが、あえてできない場合においては、その和解に応じない事由等を公判の中で明らかにしていただくように、証人申請をかけまして、証言として向こうの弁明を聞くような手だても専門家と御相談されながら検討されるよう、これは要望にとどめておきます。

時間もありませんので、三つ目のこの件に関する点ですが、郡上市は18年の1月末に2億2,620万という債務保証の完全返済をしておりますね。そこで、当時、若干の説明としては、相手側、金融公庫ないしは市中銀行のその時点の債務の総額は2億4,816万1,000円という説明を受けておる時期がございました。そうしますと、郡上市がお支払いをした金額と乖離があったと。2,100万余の乖離があったんですね。この点については、本来の契約からいえば元金、延滞金、損害金含めて郡上市が引き継いだもので、補てんをしなければならない一応契約上の義務はあったわけですね。しかし、郡上市議会はそれ以上の債務負担の議決はしておりません。2億2,620万という限度額でもって議決したという経緯の中で、その2,100万余の別途の資金については、別途、組合が独自にこれを調達をして当該金融機関に返済してすべて完納という手続をとられたというふうに報告があったわけでありましたが、この点について間違いがないかどうかを確認しておきます。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの点につきましては、金子議員御指摘のとおりでござい

ます。

郡上市といたしましては、このいわゆる損失補償の債務負担行為の2億2,620万を執行したということでございます。これを平成18年1月31日議会での補正予算を経て執行をさせていただく。それにおきましては、ただいまの乖離のあった金額につきましては、納入された事実を確認をした上で、郡上市としての負担額を執行したと、こういうことでございます。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。

そういうことで、この件についてはすべて一件落着ということでございますので、その点についての経緯も非常に多難であったということを私は想像しております。それが郡上市の追加支出ということに至らない、そういう成果もあったということでございますから、この点についてはとどめておきます。

次の点でございますが、時間が大変経過してまいりますので、内水面の漁業振興の点について御質問をいたします。

これは、ことしは本当に長良川の事情といいますか、いわゆるアユの天然溯上がどうかということとか、サツキマスの溯上がどうか等、非常に新聞に大きく出ました。大変心配しておりました。溯上も非常に少ないということも最初は危惧されておりました。そういうことで、あえてこの問題を取り上げたんですが、幸か不幸か、解禁日を6月6日に迎えまして、その釣果を見ますと、非常に予想に反しまして大変豊漁というような新聞の報道もございましたし、私も出荷場へ行きましたが、初日に150キロ以上、遊漁者から魚が集まったと。非常に型もそれなりによろしいということで安堵をしておる状況でございます。しかしながら、溯上の経緯については私も前回取り上げましたが、それを一覽にした、前回は非常に読みにくいんですよ。これは公式なインターネット上が、これ1回見せたんでね。これではわからない。したがって、私、手づくりでこれを棒グラフにしますと、こういう棒グラフになるんですよ。それで一番、最高にあったのは平成20年、これは269万尾溯上しておるんですよ。これは爆発的な溯上ですね。こんなことは本当に考えてもみなかったと。何せこういう状態なものですから、ここに50万のラインがありますから、ほとんど50万以下で河口堰施設後には推移しておったんです。これでは、郡上協同組合といえども破綻するといふところぐらいまで深刻な問題があったのは、このことなんですね。ここでなぜ2年連続、ことしは若干少ないですけども、その後順調にいつておるといふ話は聞いておりますが、このこと理由の中には、河口堰の影響といふのはかなりあるのではないかなと、マイナス的に。それを解決するためには、諫早湾の開門試験じゃないんですが、何とか漁業者としては試験的な開門、いわゆる溯上時期の春と、下流

するときの秋と2度ほどの試験開門をしたらどうかということで、これも新聞にたくさん出ておりますが、漁対協という、7漁協で対策協議会を長良川河口堰のときにつくったものがありまして、我々郡上漁協も加入しておるんですが、ぜひこの長良川の水質保全、いわゆる天然湖上の促進という意味から試験的な開放を求めているということでございます。

これについては、知事が最近そのことについて触れておられますが、現状のこの河口堰のこういう記事、新聞記事ですよ。変えないと。5年ごとに集中調査をするんだと。5年ごとの結果を見て、見きわめで判断したいというような、そういう趣旨の答弁をこのやっておられるんですな。そういう現状の中で、私はその5年ごとの結果というものは、何を調べて、どういう政策に結びつくのかというその経緯が若干不案内でありますので、一定のこういう調査結果に基づいて、いわゆる開門だとか天然湖上についてはこういう政策的な新しい方策が出ると、そういう趣旨の調査なのかどうか、もしわかれば、その点について御説明をいただきたいと思えます。わからなければいいです。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 私も、同様の新聞記事は拝見をいたしておりますけれども、今お尋ねのこの詳細については、現在の時点では承知をいたしておりません。

（21番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 諫早湾の開門については、先ほど言いましたが、これは佐賀県の地方裁判所で判決が出たんですよ。これに基づいて、当該漁業組合関係者が、損害の根拠が明らかになったということで、ぜひ一定期間の開門を国に要望すると。

国におかれては、それに従って一定の時期に開門調査に踏み切るということを公表するというやさきに内閣改造等があって、今それはなされておりませんが、そういう当該事業者といえますか、漁業者も長年の一つの要望事項でもありますので、ぜひとも側面的にですね。いたずらに混乱するようなことはいけません、試験的にですね。

私は、一番このなぞと思われるのは、なぜここに来てこんだけのものがあつたか。ちょうど平成8年に、例の多摩川、東京の方のね。多摩川なんていうのは、もう水道水を取っていますが、アユの溯上のはきは本当はなかった川なんです、たまたま平成8年に水道局は開門したんですよ。溯上時期にゲートを上げた。これインターネットで資料が出ていますので見ていただくといいんですが、そうしたら溯上ががーんと出たというデータもあります。この公表もされておりますので、ひょっとするとその辺のデータが長良川の管理事務所の方にも届いて、知事の答弁の中にもありますよね。六、七回はもうあけておるんだと。さらに、下のゲートを下げるといふ行為は60回も70回もやったんだというお話ですから、その下げたときに大量溯上と

いうことも考えられんことはないんですよ。ですから、その辺の関係は当該施設の方でデータを公表していただかないと我々も判断できませんので、極力そういった点の調査報告、あるいは開門の状況については、できるだけ公表していただくように県の方へ要請してください。これは要望しておきます。

次は魚道なんです、魚道も本当に身近なところで大変あれなんですけれども、吉田川とか長良川いろいろあるんです。これも新聞報道にございましたね。吉田川については16カ所の堰堤があって、そのうちの幾つかは機能不全だという新聞の厳しい御指摘なんでございますが、これは私も実際川へ行っておりますので、いろんなその事情がよくわかるんですが、明宝に2本、いわゆる堆積しておると、土砂が。それで機能不全だという記事がありましたが、実際、新聞を見てみますと、大体スイッチバックの堰堤は土砂がたまるのは当たり前ですよ。水を落としながら逆流してくる水と合流するわけですから。スイッチバックのここに水がたまるということは普通当たり前でございまして、私も、何でもないこれは醜い写真でございまして、天竜の堰堤を見ると、こういうふうな水は一水も取っていません。それは理由がありまして、取り入れ口が土砂で埋まっちゃっておるんですよ。ここの部分から水が入るんですけど、これ水なんか全然入らへんです、土砂で埋まっておる。これでは、私あえて言いたいのは、11億ほどの金かけた、予算はね。大々的に、何と書いてあるか。公共荒廃砂防、「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」なんですよ。上りやすいモデル事業が一切水が通っておらんで、モデル事業に金を使って一体どうなんだと。平成9年3月完成。こういうのは、それこそ事業仕分けの対象にならんで何なのかということをあえて言いたいわけですが、こういう改修見直し、調査もしていないという記事もありましたが、それではせつかくの魚道というものが生きない。スイッチバック方式というものが果たしていいのかということもありますが、この点についての所管の部長の御答弁をいただきたい。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは、金子議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、郡上市内に七十数基の魚道がありまして、そのうち御指摘の吉田川につきましては16基ございます。この16基につきましては、ただいま御指摘ありましたように、平成4年に魚がのぼりやすい川づくりモデル推進事業というのが採択されまして、平成6年から平成20年度にかけてまして、この16カ所において魚道の整備、あるいは新設ということが行われまして、その後は、その結果溯上には一定の改善は見られたんですが、しかし山間地を流れる河川であるということから、洪水時にはやはり土砂とか流木がありまして機能不全に至ったということもあります。

昨年度の吉田川での点検の状況ですけれども、11カ所におきまして御指摘のような機能不全

があったということで、11カ所ですが、修繕したのは23回を行っております。

また、今年度につきましては、ただいま御指摘のありました3カ所、天竜、二間手、奈良井の3カ所におきまして、取り入れ口の腐食した等の不都合がございまして6月初旬に対応されているところでございます。今後につきましては、監視のパトロールのあり方とか、それから河川の清掃ボランティアというのがございますが、こういう方たちとの協力体制のもとに地域全体でよりよい維持管理が進められるように、県、郡上市、地元、それから漁協等の河川利用者の方々に協議会のようなものをつくりまして、今後の対策について協議したいということで、現在、土木事務所でその準備を行っておるところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。以上です。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 先ほど清水さんの、5月20日の土砂の埋まっておる状況なんですね。御承知のように今、若干手直ししたという話ですが、これが6月10日の時点でこの水です。何も水がなかったとか、多少これ、ぴかっと光っておるんですから水があるなどは思うんですが、御承知のとおり堆積でしょう。これ絶対つながっていません、川とは。ですから、これでは幾ら土砂を確かに取っていただいておりますけど、このようにね。流れでもうちょっと、渇水時期ですからあえて無理なことは言えませんが、いずれにしてもそのせっかくの魚道が生きていない。モデル事業にはふさわしくない。こういうことについては県当局と善処していただくようお願いしたい。これも要望しておきます。

最後のテーマですが、受動喫煙の件でございますが、これについてはもう本当に世論も大変きつい、厳しい流れです。国際でも最近ありましたですね。だから、それについて健康増進法25条に基づく公共施設における受動喫煙防止対策、こういうことが非常に強く言われておるんですが、あえてここで取り上げておりますのは学校施設、これは子どもたちがおる施設については特別、全面禁止体制で臨んでもらいたいというような通達が多分あると思うんですよね。それについては、学校についてもなかなか難しいと。学校の中だけの話ならいいけどグラウンドまでいくと、運動会とかなんとか一般の人が入る場で禁煙にできるかという、いろいろ悩みがあることも聞いておりますが、この点に対する学校の現状、これを一つお尋ねしたいということと、それから学校のみならず公の施設、庁舎の中。これも適用の中に入っておりますから、こうした受動喫煙というものに対する対策ということが、庁舎内ではどのように取り組まれておるのか、取り組まれていこうとしているのか。この2点についてお尋ねいたします。双方御答弁いただきます。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは、学校施設内の受動喫煙の防止についてですけど、まず現状のお話をしますと、敷地内の全面禁煙の学校が平成19年に7校でしたけれども、今年度では22校にふえておりますし、それから施設内の全面禁煙の学校は7校ありますので、合わせて29校が敷地内全面禁煙、もしくは施設内全面禁煙というふうになっております。

それで、現在たばこを吸う職員ですけれども、全体の中の10.7%まだおりますが、子どもたちの特に健康ということを考えるということと、もう一つは健康教育の指導者ですので、全面的な禁煙ということについては、今後順次努めてもらいたいというふうに思っておりますので、22年度内に敷地内全面禁煙という方向で実施をしていきたいというふうに思っております。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、庁舎につきましての対応状況等、御報告したいと思います。

まず、本庁舎以外の六つの振興事務所ですが、こっちの方はすべて施設内禁煙ということで、主に玄関付近等ですが、屋外での喫煙場所を設けて定めてございます。また、本庁舎ですが、基本的には施設内禁煙ということでの対応でございます。場所としましては、屋外の玄関、各階のベランダ、バルコニーに限定をしております。

なお、食堂では昨年9月まで認めておりましたが、10月より禁煙という措置をとっております。そして例外的に4階のエレベーターホールですが、こちらの方は御案内のように空気清浄機のついたテーブルを置いておるということでございます。

それで今後の対応、特に本庁舎を含めてですが、今認めておりますベランダ等の喫煙につきましても、季節によりまして、窓があいておる場合は中に入ってくるという状況下にありますので、受動喫煙とならないような場所へ見直しを考えていきたいと、こんなふうに思っております。

それから4階の喫煙場所でございますが、現在仕切りのない空間分煙というような位置づけになってございます。完全な分煙でないという実情にありますので、このことにつきましては、議員の皆さんの御協力をいただきながら改善に向けての取り組みも進めていきたいと、こんなことも考えてございます。

あと、敷地内禁煙の実施しておる施設につきましても、道路からそういった光景が見えるとか、あるいはどこの範囲までいいとか、いろんな課題も残っておりますので、一つ一つそうしたことにつきましても検証しながら取り組みを進めたいと、こんなことを思っております。以上です。

(21番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。

この問題については好みの問題でございまして、そこまで介入するののかという御意見もあると思うし、納税者じゃないかと、そういう御意見も当然あるかと思えます。ちまたへ行くといろんな御意見、例えばレストラン等でそれをやろうと思うとなかなか厳しいぞという御意見、客が減るぞと。やっておるところはいいけど、やらんとこは貧乏してしまうと。こんなような御意見も聞かんではないんですが、しかし流れとしては受動喫煙の弊害といいますか、むしろ御本人よりも周りの者の被害が大きいというようなデータもあるようでございます。そういう意味では、多分家庭へ入ると基本的にはもう禁煙状態ですよ。例えば子どもさんが見える家庭の場合にはね。そういう状況も一般的になってきたという経緯にかんがみまして、学校の方針は、全面禁煙という方針で一応指導したいと、こういうことでございますので、その結果をいずれは御報告いただきたいというふうに思います。

市の庁舎についても、敷地内、あるいはその施設内、いろいろその四捨五入はあるようでございますが、やはりこれは中心の施設でございますから、しりぬけのような状態で一部ありますと、そういうことが何でということになりかねん場合がございますし、先ほど議会の話も若干出ましたが、そこだけ緩んでおるということになると、あえてまたそのことを御批判されることにもなりかねない。子どもたちも授業参観というんですか、出入りしますから、そこで姿を見るということもありますから、そこであんまり状況としては、しかるべき措置をとるというふうに今言われておりましたが、分煙にするのか、そういった点については極力、議会の皆さん方ということもございましたが、職員さんも同じことだと思いますから、そういう一つの合意の中で、労働環境を安全に維持するというのも職務の一つでございますから、その点を強く求めて、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、金子智孝君の質問は終了しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分ということでお願いをいたします。

（午前10時52分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時07分）

---

◇ 川 嶋 稔 君

○議長（池田喜八郎君） それでは、16番 川嶋稔君の質問を許可します。

16番 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） おはようございます。

ただいま議長さんの方から発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

私は市政運営につきましてであります。安全、安心、活力、希望の理念のもとに市政運営を進められていることではありますが、地域の現状は非常に厳しい現状ではないかという思いでいろいろとお伺いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

既に各議員さんの方から質問されている点もありますので、重なる点もあろうかと思っておりますが、よろしくお願いします。

昨年におきましては、新型インフルエンザが瞬く間に世界じゅうに広がりまして、またことしにおきましては宮崎県で発生しました口蹄疫が大きな問題となり、畜産農家の方たちにとって非常に深刻な状況であります。このことに関しましては、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く終息に向かわれますことをお祈り申し上げたいと思っております。

この問題の発生により、畜産農家の方の被害ばかりでなく、地元では観光方面まで影響が出始めているとのことではありますが、宿泊客のキャンセルが相次ぎ、都市部のホテルでは悲鳴を上げられているということではありますが、おかげさまで郡上市におかれましては、早期に対策本部を立ち上げていただきまして対応していただいておりますことに対しまして、既に各議員さんからも質問されていますので答弁もお聞きしているところですが、今後におきましては万全の体制でこの問題に対応していただきますようお願い申し上げます。この点につきましては、答弁はなしということをお願いしたいと思っております。

次に行政組織、職員さんの配置等についてであります。この件につきましても既に渡辺議員さんの質問で答弁もされておりますが、一応私の思いとして4項目ほど上げておりますので読み上げさせていただきます。もし御答弁いただけるようであればお願いしたいと思います。

職員さんの職場配置についてであります。本人さんの希望も受けられ、それぞれの職場配置がされていることだと思いますが、今まで未経験場所に配置された方もあろうかと思っておりますし、現状での状況はいかがでありますか。また、当局として、基本の方針はいかがお考えかお伺いいたしたいと思っております。

また、渡辺議員さんからも御質問がありましたが、専門的知識、技術者についてであります。医療機関とか介護、消防関係につきましては、確かに専門的知識がなければ職務に携わることにはできません。専門的知識の方がお勤めのことと思っておりますが、一般職での専門的な技術取得の職員さんが見えになるのか、お伺いいたしたいと思っております。

また、それぞれの課において、管理委託や業務委託に非常に高額な費用が計上されています。

このような業務を職員さんでやっていただくことが不可能なのでしょうか。全部とは言えませんが、可能な部署について御努力をお願いしたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、職員さんの異動についてであります。異動の前にきちんと引き継ぎはなされているのでしょうか。国会での大臣では2分、3分で引き継ぎがされていますが、このようなことでは十分な引き継ぎがされるとは考えられませんが、現状はいかがでありますか、お伺いしたいと思います。

以上4点であります。もし御答弁いただけるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君の質問に答弁を求めます。

鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） きノウ渡辺議員さんの質問に対しまして市長がお答えしましたので、きょうはかわって私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

今ほどお話がございましたように、やはり職員の異動につきましては、能力の積極的な活用とか、あるいは長年にわたるマンネリズムをなくするために異動といったことを行っておるわけでございます。基本的には、若い職員についてはできるだけ多くの能力を持っていただきたいといったことで3年ぐらいをめど、ある程度の中堅職員になってきたら5年以上をめどと。もちろんこれを一律的に適用するわけにはいきませんので、その辺の判断は、きノウも答弁させていただきましたけれども、部課の状況、あるいは本人の異動申告シート等々を用いまして判断をいたして異動しております。一般職でも600人以上の職員、あるいは技術職も全部入れますと1,000人近い、900人以上の職員がおる中でございますので、すべての職員に満足のいく異動ができるのかどうかということにはわかりませんが、そういったものを基本に置きながら異動の計画を立てております。

その中でも、特にこの合併をいたしたといったようなことがございますので、本庁と振興事務所間の異動というのはできるだけ多くして、振興事務所だけにおる職員は本庁の方の経験を、あるいは本庁しか経験したことのないような職員においては振興事務所の経験もできるだけさせたいといったようなことで、今年度におきましても3割以上の職員はそういった目で異動をさせております。

また、振興事務所におきましては、やはり災害・安全対策等々の問題に迅速に対応するといったようなこともございますので、地域出身者、地域に精通した職員を配置するといったことも基本に置いております。そういったことを踏まえながら職員の異動を進めております。

また、専門職、きノウもいろんなお話が出ておりましたが、特に通常の医療職とか看護職等々は当然のことでございますけれども、ほかの一般職の中においても、いわゆる建築士とか、あるいは土木施工管理士等々においては職員になった後に取らせる、いわゆる研修を受けた上

で取らせる場合と、建築士を採っている場合といったようなことがございます。ただ、当然入る段階におきましては、法律専門とか、あるいは経済専門の職員がおるわけでございますけれども、それだけにこだわっておるとどうしても職員の幅等々も難しく、総合職、あるいは管理職になった場合の能力に課題があるんじゃないかろうかといったこともありますので、その辺を踏まえながら判断をしていきたいと思っております。

引き継ぎにつきましては、今ほどお話がございましたように、職員の中では担当職員2人、いわゆる新と旧が引き継ぎを行うわけでございますけれども、その上司が立会人のもとで、例えば課長ですと課長の引き継ぎにつきましては部長が立ち会う、部長の引き継ぎにつきましては私が立ち会うといったような中で、すべての項目において引き継ぎが行っておるのが実情でございまして、ほとんどのことは網羅されておると思いますし、その引継書がすべて文書にて決裁も行っておりますので、簡単に数分で終わるような引き継ぎではないことだけは間違いなと思います。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） どうもありがとうございました。

今、一応御答弁いただいたんでありますけれども、もしわかりましたら教えていただきたいんですが、病院とか介護、または消防関係では専門的な職員さんが見えると思うんですが、いわゆる一般職の方で、いろいろと委託を結ばれて専門家の方をお願いされているケースが非常に多いわけですが、そういった一般職においては、専門的なそういう技術のある方というのがある程度お見えになるのかどうか、お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、土木建設関係においては、職員は技術職、建築士を含めておるわけでございますけれども、すべての技術分野、あるいは事業分野において、その専門職がすべてのことを行うということはなかなか大変なことではございまして、一方、きのうからもお話ししておりますように、一般職の減ということも進めておりますので、どうしても委託部分は出てくると。専門は専門の中でお願いするという形で委託を行いますけれども、委託だけに頼りますとチェック機能が働かないということもございますので、その部分においては職員の中にそれに精通した職員、あるいは資格を持った職員がおるといったこともまた事実でございます。

ただ、具体的に言うと、例えば建築士等につきましては現在郡上市の中に6名おりまして、実態ではその能力を発揮してその職務についているのは5名とか、そんなような関係でその能力を持っておる、あるいは研修を受けたけれども、数年後には違う職種になるといったことも

現実的にはあり得ます。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） ありがとうございます。

先ほど引き継ぎの方はきちんとされているという状況でありましたけれども、部長級での引き継ぎとか、そういったところではある程度細かくされているかと思えますけれども、各振興事務所においての、たまたま私は財産区もやらせていただいておりますが、そういった関係の、細かいことに関しての引き継ぎにおきましても、できれば次の方へなるべくわかりやすく引き継ぎをやっていただくようお願いしておきたいと思えます。これは要望ではありますが、よろしくお願ひします。

続きまして、新市計画の今後の見通しについてでありますけれども、この件につきましては過去の一般質問におきましても何遍かやらせていただいておりますが、合併して7年目に入りましたけれども、市民の方からどうなんやとかいろいろ苦情を受けますので、再度取り上げさせていただきますが、私は美並地域でありますので、とりあえず美並のことについてお伺ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

当初の計画では1,000億円で計画されましたけれども、その当時は私どもの地域におきましても、小学校の統合も考えまして小学校とか学校建設も組み入れてやっておりましたけれども、その後700億、また600億円と計画の見直しがなされましたので、当地域におきましては小学校建設計画を外されたわけでありまして、非常にどちらかといいますと大きな事業がないので、こういった進捗率が上がらないのかと思えます。平成22年度の予算計上を見ましても、高いところでは88%ということでありまして、当美並地域におきましては78%という低い状況でありますので、この点につきましてどこにこの問題点があるのか。また、今後あと3年間で残り22%、約十何億あるかと思えますけど、果たしてそれがこなせるのかなあという心配をいたしているところでありますが、現状と今後について、もしわかりましたらお聞かせいただきたいと思えますが、よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 新市建設計画につきましては、ただいまお話がありましたように、当初1,000億という枠組みでいろんな期待される事業が盛り込まれておったわけでございますが、その後の見直しで700億、あるいは現在のところで申し上げますと総枠615億程度になるのかなというような枠組みの中で進んでいるわけでございます。

この枠組みの中で、ただいまお話がございましたように旧町村別に金目で進捗率というものはわかりますと、若干現時点において進捗率の高いところと、お話がございましたように、美

並地域については78.2というような数値が出ているということでございます。しかし、一番低いのは市全域に係る事業の枠というところでございまして、これにつきましては22年度の子算まで加味いたしましても51%という数字が出ておるわけでございます。言ってみれば、全市域事業というものを、最小限必要なものを行いながら、現時点では七つの旧町村からのいろいろ盛り込まれてまいりました事業を推進しているということではないかというふうに思っております。

ぜひ御理解を市民の皆さんにもいただきたいのは、当初考えていた総投資枠から相当縮小された中で、合併後の10年間の投資というものを考えなければいけないという大きな状況があることと、それからその中でもこれから残された、22年度を除けばあと23、24、25と3年間でございますが、前から申し上げておりますように、この中には今の急を要しております小・中学校の耐震補強や改築といった形で、子どもたちの安全、あるいは教育環境というものを整備するためのものが実施をしていかなければならない課題として入っております。そういうことで、このあと残された期間の中でそうした急を要するものについて実施をした結果において、当初言われておりましたような各町村ごとに配分率で計算をした当初額というものは、必ずしも綿密に守られないという問題も出てくるかもしれないというふうには思っております。しかし、そこはこれから残された計画期間の中で、何が必要であるかということについて十分御理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

平成25年度が完了したところで郡上市が終わるわけではございません。その後に向けても、大変厳しい財政状況ではございますが、郡上市政は続けていくわけでございますので、この期間中にできなかったことについては、さらに後年度において実施をするというものもあるというふうに思いますので、最大限御努力はいただきたいというふうに思います。

さはさりながら、また一方でこの配分率に基づく投資額というものも、一つの合併後の均衡ある投資というものを目指して当初にそうした話し合いがなされたわけでございますから、その点については、一方ではバランスという問題も可能な限り配慮しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） どうもありがとうございます。

確かに市長さんの言われますことはよくわかりますけれど、一番大事なことは耐震方面ですので、そういったことについては理解をしているところであります。もう既にこれからの3年間という計画も組まれていると思うんですけど、ここで一つお願いしておきたいのは、やはりその計画は計画でありますけれど、各自治体から細かい点の要望が出てくることかと思うんで

すが、そういったこともなるだけ取り入れて、この新市計画の中に事業としてやっていただけるように御配慮をお願いできないかと思いますが、その点についてはいかがお考えでありますか、お聞きしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） ただいま申し上げましたような事情にございますが、市民の皆さんの生活に密着した切実な要望というようなものにつきましては、可能な限り取り上げていくように努力をしたいと考えております。

（16番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） よろしくお願いいいたします。

それでは次の問題へ移らせていただきます。

国際交流について、現在では、白鳥町、八幡町、美並町で国際交流を推進する会が組織されて活動が行われていますが、私は美並町で行われています交流会のことしかわかりませんが、美並町の国際交流を推進する会は、昭和60年代から民間のボランティアによる草根交流活動として発足され、留学生の受け入れや交流推進、国際交流の活性化等を行い、国際交流を通じていろいろな外国のことを知り、日本のことを知ってもらい、お互いの文化を理解し、人と人、国と国が友好関係を築くことができるとの思いで行われています。過去にはエイ・エフ・エス留学生、高校生、また大学生の方でありますけれども、アメリカ、フランス、ドイツ、マレーシア、フィンランド、ハンガリー、韓国、スロバキア、オーストラリア、タイ、スイス、コスタリカ、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンなどの各国の国々からの学生さんが、ホストファミリーの方の御協力によりまして、数年間ありますけれども、7日間とかいろんな日程を組まれて活動行事が行われております。市内の小・中学校を訪問されるなど、国際教育、また異文化交流などが図られています。

このように活発に行われていました事業も、合併前には補助金も多かったために活発に行われてきましたけれども、最近の状況を見ますと非常に助成金も削減されてきて、活動が衰退しているような感じを受けております。この点につきまして市当局としては今後どのようにされていかれるのか、またお考えをお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、国際交流の活動につきましての御質問に御答弁を申し上げます。

まず一つは、郡上市内におきましてはこのようなボランティアのスタイル、そして市民の皆さんが指導的な立場でこのような活動をしてみえるというふうな団体が三つあります。一つは

郡上八幡国際友好協会、これは先般20周年の記念事業も行われました。20年間、非常に幅広い活動を行っておられます。会員は法人・個人入れて約90名ぐらいです。それから白鳥の国際交流協会でございます。こちら歴史は20年近くになってきておりますが、やはり個人・法人・団体入れまして約90ぐらいの会員の皆様から会費があつて、運営をされております。特に白鳥地域におきましては、在住外国人の皆さん、特に中国人の研修生も多く見える関係もありまして、そういう皆さんとの、今で言う多文化共生といいますか、地元における皆さんとの日常生活の交流でありますとか、支援でありますとか、そういうふうな観点での活動を自主的にやられておるといふことでございます。

それから川嶋議員が、今、言われました美並町におきましては美並町国際交流を推進する会ということで、二十数名の方の会員でもって非常にボランティア的な意識で行われております。特にアメリカンフィールドサービスとの提携によりますホームステイ等の事業は非常に歴史がありまして、多くの、長年にわたる成果をこれまで持っていておるところでございます。

郡上市といたしましては、合併した当時から、できれば郡上市国際交流協会というふうな民間団体の統一ということも考えてきておったわけですけれども、やはりそれぞれの団体の御活動の歴史あるいは特徴、会費のあり方等々がありましたので、郡上市としては平成17年に国際交流推進協議会ということで、3団体の皆様と、さらに賛同される方も入っていただけることとして推進協議会の設置をしております。

郡上市としてさまざまな団体交流も含めて考えていく場合には、こういう形での協働ということになるかと思ひますし、現時点におきましては民間団体として3団体中心で行われておる、いわゆる草の根的な国際交流、国際親善、あるいは日本を知っていただく活動というものを、いわゆる助成金等をもちまして応援をさせていただくという形が現在のスタイルでありまして、今後ともこれは当面は続けていきたいと考えております。

お金の話もありましたが、郡上八幡国際交流協会では、21年度は172万ほどの全体の支出に対しまして補助金が31万5,000円でございます。主な事業としまして、岐阜大学の夏季短期留学生ホームステイ、これも非常に長い間続けておりますが、ショートステイの事業があります。それからベトナム高校生の受け入れということで、これは21人、先ほどの短期ホームステイはスウェーデンの大学から17人、韓国の大学生5人です。それからさらにインドネシアの中小企業の青年グループ17人の受け入れ交流があります。さらに世界の料理を楽しむ会、在住の外国人の皆さんにそれぞれの家庭料理をつくっていただいて、みんながそれをもって交流するというふうなことをたびたびやってみえる。あるいはちょうどここんどこで始まりますけれども、在住の外国人を講師とした英会話教室、こういうこともやっております。

白鳥の国際交流協会につきましては、支出の決算額が96万ほどに対しまして補助金が35万円

支出されております。在住外国人を対象とした日本語教室というものも開催をされております。またさらに漢字の教室も開催をされておまして、在住の中国人、またフィリピン人に対して漢字をみんなで学ぼうと、こういう教室も開いてみえる。さらに近年は高鷺町との関係もありまして、モンゴルとの交流を盛んにされてみえます。会員さんが訪問交流などもされておることがあります。さらに特徴として、ふれあい交流ということで、在住外国人の方とボーリング大会とか、芸能の披露とか、ひな祭りの交流会、こういうことを非常に特徴的にやられております。

それから美並町におきましては、先ほど御紹介があったようなアメリカンフィールドサービスのサマーキャンプが今日もありまして、昨年の場合ですと86人、うち留学生47人と非常に大勢の御参加をしておるといことであります。また、美並からの御紹介で、郡上へ長期の、1年ぐらいのホームステイの受け入れなんかも手配していただいております。

今後ともそういう形で、スケールメリットを生かす、あるいは郡上市の連携をするホームステイでの、八幡だけで募集するんじゃなくて郡上で募集すると、そういうふうな形につきまして連携を推進協議会を通じてしていただくと。活動自体につきましては、今のようなそれぞれの皆さんの自主的な形を尊重しながら、そういう形での育成を応援していきたいと思っております。

そこで、郡上市の国際交流の一つの事例として、推進協議会が作りました生活ガイド集があります。市民の皆さんの、これは外国人用ですけど、一応ハングル語、英語、ポルトガル語、中国語、中国は多分大陸用の中文版ですけれども、ごみの出し方とか地域の安全と防災、あるいは医療の関係、妊娠と出産、子育てと健康、こういう身の回りのことにつきまして、在住外国人の方にこういうものを提供していこうという運動を推進協議会と会員の皆さんと一緒にやっていただいております。

こういう形で、郡上市におきましても、今後とも推進をさせていただきたいと思っておりますし、先ほど御指摘のように、こういうことがもちろん世界の国際交流、平和、あるいは郡上市におきます観光交流のバックボーンになっていくということがありますので、そういう観点においても応援をさせていただきたい、一緒になってやらせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） どうもありがとうございます。

いろいろ今御説明をいただきましたが、白鳥、八幡町とも活発な活動が行われているということでもあります。

そういった中でありますけれど、要は活動の助成金の問題なんですけれども、たまたま昨年は新型インフルエンザが発生しまして、いろいろの行事ができなかったようであります。そういったときに、何か補助金の返還をさせられるような状況があったようなことをお聞きしているんですが、なるだけそういったことのないように、ある程度余裕を持った助成をお願いしたいと思います。こういった国際的な団体につきましては、やはり資金面におきましても、会員の方からお金をいただいて運営をされておるんですけれども、ほかからの収入というのが非常にないわけですので、なるだけ助成金の使い道につきましても少し余裕のある配慮をお願いできないか、もし御回答いただけたらお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 先ほどちょっと一つ落として退出しました。美並の国際交流推進する会につきましては、郡上市からは昨年の決算で補助金は5万円でございます。当初10万円の予定をしておりましたが、決算額が2万5,000円ということになっております。

地域における活動につきまして、会員さんの会費というものも一つは財源として考えていると、それが原則として2分の1、あるいはその他の収入ということも見込みながらやっていたということもありまして、そのことで市の補助金の交付が減額されたというような経緯があったと思います。ただ、これはある意味では自分の趣味の会、あるいは何かの自分たちの栄養に資する会、そういうものとちょっと違う面があります。やはり国際交流、あるいは地域の社会教育的な意味合い等々がありますので、そういうことについては、今の御指摘につきまして検討させていただきたいと思いますが、基本はやはり団体の皆さんの自主的な参加に対します応分の自己負担というものを一応今のところは算定をしておりますので、御理解もいただきたいと、こういうふうに思っております。

（16番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） ありがとうございます。

美並村のときはたしか50万ぐらい出ておったと思いますけれど、非常に厳しい運営でありますので、できるだけよろしくお願いしたいと思います。

あとちょっと時間ありませんので走りますけど、中学校の海外研修についてでありますけど、これにつきましても合併前までは非常に盛大に行われておりまして、これも村のときにおきましては700万ほど個人負担をされますけど、村としての助成がされて海外研修がなされておりましたけど、今日では出されていないという状況であります。やはりこういった国際社会になってまいりましたので、ぜひとも少人数でもいいですが、そういった取り組みができないか、お伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） それでは中学生の海外研修についてですけれども、現在は中止をしておりますが、その理由は、参加者が減ってきたということが一つの理由であります。平成16年度には36%ほどの参加者でしたけれども、18年のときには16%になっておりますし、保護者の負担も大きいということで中止をしておりますけれども、子どもたちの夢を育てる観点からすれば、できるだけ幅広い体験をさせるということは大事なことだというふうに考えております。

そういう考えに立って、今教育委員会では、まずはふるさとの体験を大事にするということと、それからそういうことを足場にして他の地域での体験、これは海辺なんかの体験がありますが、そうした体験を大事にし、さらに今年度、代表ではありますけれども、港区の青山の方へ中学生を派遣をするという、そういった考え方でおります。

海外研修につきましては、これは検討課題として、夢を育てるということで中学生に限らず青少年全体の大きな活動としてとらえていく必要があるのではないかというふうに考えておりますので、そうした立場で今後どうしたメニューがあるのか、あるいは仮に実施するとしたらどれほどの内容で、どうした予算規模で行っていくのかについては、今後の検討課題としていきたいと考えております。

（16番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間ありませんので走りますが、次に福祉バス運行状況と活用についてであります。

近年は、一家で数台の車を所有する時代となり、通勤、通院等でも自家用車を利用される時代となってきました。公共交通の利用者が減少してまいりましたために、今回、岐阜バス運行の美濃・八幡線、荘川・八幡線が本年9月30日をもって廃止することが発表されました。市民の中には、岐阜バスが廃止になることを御存じない方も見受けられる現状であります。市として岐阜バスの運行利用状況の調査をされているとのことでしたが、利用状況についてお聞きしたいと思います。

また、もう一つ走ります。

近年、ひとり住まいのお年寄りの御家庭がふえてまいりました。買い物や通院においてバス利用をされている方にとって大切な足がなくなることは、長良川鉄道駅まで歩いていかなければならないことになり、健康な方はよいかもしれませんが、足の不自由な方、また障がいのある方にとっては大変なことだと思います。そのための対応策としまして、現在運行されています福祉バスの活用をぜひともお願いしたいと思いますが、美並地域の福祉バスの運

行は週1回、北部、南部に分けられて運行されていますが、この週1回を2回以上に増便していただけますよう御要望申し上げます。

以上のことにつきまして、もし御答弁いただけましたらお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは時間がありませんので、かいつまんだお話になりますが、ただいまの岐阜バスの、現在市内におきましては荘川・八幡線と美濃・八幡線の退出のことが課題となっております。

そこで美並の関係ですけれども、この5月に入りましてから1週間でしたけれども、始点・終点調査というものを行わせていただきました。その結果、1週間全体で平日7便、土・日6便、これが上り。下りが平日8便、土・日は7便、全体で1週間で101便ありますが、この間の全体の利用者が496人、上りが241人、下りは255人と。1便当たりの単純平均でいきますと4.91人ということになります。

曜日別、あるいは利用のさまざまな目的等についても調べておるわけですが、要点としまして、郡上特別支援学校へ通学されてみえる方が9名あったということが一つあります。それから美濃病院への御利用の方が、不定期でありますけれども11名確認されております。

このような詳細の利用状況というものを把握ができましたので、現在はこの地域におきましては、ほぼ南北に、全く同じ軌道ではありませんけれども、長良川鉄道が多額の運行支援をさせていただきながら運行されておる状況でありますので、こういう状況の中では、この美濃・八幡線というものが廃止された場合には、一つは長良川鉄道の利用促進をさせていただくと、そうなりますと、そこへつないでいくという今の福祉バスのあり方というのが非常に大事になりますので、ただいまの御指摘のような便数の増便できないか、あるいは長良川鉄道の各駅に、より接続がうまくできないかと、こういうことにつきまして地域の皆様の御意見を十分お聞きしながら考えていきたいと。ただ、その場合に、福祉バスは65歳以上の方でありますとか、あるいは障がいのある方の対応が今無料で行われております。今後は、そういう方以外の方も広く乗っていただくということを考えますと、有償運行ということを考えながら、またその中でどういう減免のあり方があるかと、こういうふうな考え方もしていく必要がありますので、市内全体3本あります福祉バスも含めて公共交通のあり方を、このことも機会として検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

(16番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 川嶋稔君。

○16番（川嶋 稔君） どうもありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（池田喜八郎君） 以上で川嶋稔君の質問を終了します。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時49分)

---

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 古川文雄君

○議長（池田喜八郎君） 9番 古川文雄君の質問を許可します。

9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 議長さんより発言の許可をいただきましたので、3点について質問をさせていただきます。

昨夜のサッカー観戦のこともあり、一番昼食後の眠たい時間だろうと思いますけれども、しばらくの間、よろしくお付き合いのほどお願い申し上げます。

それでは3点のうちの1点目でございますけれども、市内商工業者の現状と支援対策についてでございますけれども、この辺の中で2点について質問させていただきます。

最初の件でございますけれども、郡上市商工会が誕生いたしまして3年目になるわけがございます。昨今の市内の企業等、景気状況におきましても、大変厳しい景気環境があるわけがございます。あわせまして、市内への大型量販店の進出等によりまして、かなり多くの方々が廃業され、商工会員が減少しているというふうにお聞きをいたしておるところでございます。

合併後3年間におけます廃業された方々は、主な業種別に減少数ほどのような状況にあるのか、またその減少したことによる市への税収の影響は、概算どのような減少状況にあるのかお尋ねをいたします。

また、市内への大型量販店が進出しておりまして、消費者にとりましては、品ぞろえ、価格などよい面はありますものの、市内の業者の皆さんに対しましては大きな影響があると思います。そのような市内業者に影響がある状況の中で、大型量販店においては市内の雇用はありますものの市内への地域貢献、ボランティア活動等が望まれますが、大型量販店に対しまして、どのように指導・協力要請をされているのか、お尋ねをいたします。

郡上の産業振興を考えますときに、市内の商工業の振興は、市民の雇用とあわせまして重要なことであると思います。このことは商工会だけの課題ではなく、この現状に対して市としてどう考え、どう対処されるのか、お尋ねをいたします。1点目、よろしくお申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

蓑島商工観光部長。

○商工観光部長（菱島由実君） お答えします。

商工会員が減少している、また廃業の数が多いという御指摘でございます。数字的に申しますと、郡上市商工会として平成19年に合併されたその当初には、会員数は2,378でございました。それが、3年を経たことし4月当初には2,095会員となりまして、3年間で283会員減少したということになります。各年度の減少でございますが、19年度が92、20年度が72、21年度が119といった年々の減少が続いているわけですが、その一方では新規加入もございます。20年度は42、21年度は30の新規の増加があったということでございます。また、商工会員の加入率で申しますと、約80%という数字を聞いております。

また、廃業の関係でございますが、廃業、あるいは倒産ということにつきましては、商工会の統計数字でございますが、20年度には87業者、21年度には74業者の廃業・倒産だったということでございます。合わせて161の廃業等があったということですが、その業種別の内訳としましては、飲食店・宿泊関係が37、建設業が35、小売業が26、サービス業が21、卸売業が7といったことでございます。

先ほど御指摘もありました大型量販店の進出というものも、こうしたことに間接の影響があったものとうかがわれます。そうした大型店の進出でございますが、市内には15店舗あるものと数えております。スーパーマーケット2、ホームセンターが5、ドラッグストアが4、家電量販店が1、衣料品店が3ということで15店舗あると思いますが、こうした事業展開によりまして、既存の市内の小売業、商店、さらには商店街が多くの影響を受けているというところだと思っております。

そうした量販店の地域への貢献、ボランティア活動といった方面でございますが、それぞれが独自の活動をしておりますし、また先ほど申しました15の量販店の中で、商工会に加入しているのは2店舗だけでございます。そうした意味合いもあって難しい面もございますが、これらの量販店は、地域におきましては、例えばイベント等のときに駐車場を提供したり、協賛金を拠出したりというような協力をされておるようでございますし、また地域の自治会の行事とか神社の祭礼等にも協力をしているように聞いております。また一部では、緑化等の協力もあるようでございます。

なお、この22年度ですが、郡上市の行政改革大綱の中で、地域貢献企業登録制度というのを制定しまして、災害時などの防災の緊急時にいろいろこうした大型店にも貢献をいただくというような趣旨で、そうした貢献をいただける事業所には登録、公表をしまして、地域貢献を期待する、そうした仕組みを今年度設立したいということで進めております。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 私からは税収への影響につきまして御答弁させていただきます。

ここでは商工会員のみ数字は把握してございませんので、全体ということでお許しをいただきたいと思っております。

まず最初、個人事業主の方が市に支払っていただきます営業等所得者の個人市民税の推移、それから法人市民税の推移と、この2点の税を申し上げ、御答弁にかえさせていただきます。

最初に個人市民税でございます。平成19年度におきます営業所等所得者の納税義務者数でございますが、1,126人おられまして、その税額は1億1,100万円でございます。それが平成21年度でございますけれども、義務者数の方は1,021人、税額ですが9,200万円となっております。この2年間で義務者の方は105人減っておりますし、税の方は1,900万円減額という状況でございます。

次に法人市民税でございます。法人市民税を納めてこられた法人で、平成19年度以降に廃業された法人ですが、84法人でございます。この市民税の減収額でございますけれども、概算で700万円になってございます。この内訳を若干分析してみたいんですが、その大きなものベスト3ですけれども、建設業で29法人、次いで小売業15法人、サービス業が13法人というような状況になってございます。よろしく申し上げます。

(9番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 古川文雄君。

○9番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございます。商工関連もう一つございますので、続いて行います。

2点目でございますけれども、商工会の合併時には33名の職員がおられたわけでございますけれども、現在は22名というふうになっております。今後さらに減少していくというふうになっておるところでございます。

郡上商工会も合併し、組織が確立せず、まだまだ過渡期にあるというふうになっております。

なおかつ、先ほど申し上げました、また御答弁をいただきましたような、中小企業、商業等、大変厳しい現状であるというふうになっておりますし、一部の地域におきましては、地域のイベントの事務局も商工会の方で担当をされておるといったような状況にもあるようでございますし、またあわせて県土の10分の1の極めて広い郡上市を考えますときに、この過渡期にある現在こそ、当分の間、商工産業振興のための指導、相談、サービス業務をフォローしながら、地域を盛り上げるための行政の支援が必要と考えます。

昨日の市長さんの他の方の質問のときの答弁の中にも、7地域の元気づくりを積極的に進めてまいりたいという発言もされておるところでございますし、また市の職員さんにおきましても、行政改革を踏まえまして職員定数を見直し、今後も減少方向であると思っておりますし、昨日の答弁でもその具体的な数字も発表をされておるわけでございますけれども、商工業の振興、地

域振興を初め各種地域のイベント支援も含めまして、また職員の皆さんの職員研修も兼ねていただきまして、商工会へ市職員の派遣等の支援策が考えられますけれども、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えを申し上げたいと思います。

ただいま御指摘がありましたように、郡上市の商工会の職員数が減っているという実情があるわけでございます。大変広い市域の中で会員の経営指導等、いろいろやっつけられるのに大変だろうという思いは私も共通して持っておるところでございます。郡上市の商工会に対しましては、私ども行政といたしましても、でき得る限りの御協力、御支援を申し上げたいというふうに思っておるところでございます。昨年来からの、例えばプレミアムつきの商品券でございますとか、そのほか、いろんな意味で御支援をし、また一体となっている事業をやっているところがございます。

ただいまの市の職員を商工会へ派遣ということについては、市の方も大変職員を削減しながら体制をとっているという中では、一つはかなり難しいことではないかというふうに思いますし、それから本来、商工会の職員として恐らく大変必要なのは、そうした専門的な知識を持った経営指導員等であろうかと思えます。私どもの行政の職員がそういう意味で何年かという形で出かけていっても、研修という意味では私どもの職員の研修にはなろうかと思えますが、果たして商工会の戦力になるかというところ若干疑問なしとしないところがございますので、私はやはりいい方法としては、いろんな意味で商工会と連携をしながら、いろんな課題に対応していくことが必要ではないかというふうに思っております。

それから、これまで商工会の各支部等において、各地域で行われたいろんなイベントの実質的な事務局ということで、大変労力を割いておやりになっているところがございますけれども、そうしたものが徐々に地域のいろんな方々が、自分たちで、例えば花火大会であるとか、いろんな祭りであるとかといったようなことを支えてやっていこうじゃないかという芽が出てきているということでございますので、そうした地域の皆さんのお祭り、イベント等、これまでかなり商工会の皆さんが担ってきていただいたものに、商工会の方が力を抜くというわけではありませんが、さらに支援をしていただくようないろんな力が参画してくることを今後とも願っておりますし、そうした雰囲気づくりを進めていきたいというふうに考えております。

（9番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） ただいま市長さんにおかれましては、行政も努力しておるということで、これにつきましても本当にこのところいろんな面で御支援をいただいておりますので感

謝をしておりますし、また今御答弁の中に、連携をしながら積極的に支援をしていくという力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

特に先ほどから申しておりますように、確かに商工会独自の課題もありますし、当然そちらが主ではございますけれども、やはり合併したという大きなこういう過渡期にあるわけでございますので、やはりそこらあたりにつきましては、この七つの振興事務所につきましても、日置市政の中でサービスが低下しないようにという面で御配慮いただいておりますのでございますし、こういう過渡期こそ、やはり今御答弁もいただいておりますけれども、また特に中心地におきましてそんなに低下は薄くないと思っておりますけど、特に末端地域がよりその辺の影響を受けるのではないかというふうな危惧を大変しておりますので、今市長さんからの御答弁がありましたように、ぜひとも積極的な連携を中心にしていただきながら支援をお願いしたいなということをお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは2点目の質問に入りたいと思っておりますけれども、河川改修事業の状況と河川環境整備についてを質問させていただきます。

月日のたつのは早いものでございまして、合併間もない平成16年10月に郡上市を襲いました台風23号による大災害から6年目を迎えております。昨日から梅雨入りしまして、これから秋に向けまして台風、大雨のシーズンとなりますので、今回特に質問とお願いをする次第でございます。現状の長良川の河川改修に大変御尽力をいただきまして、例えば美並町内の大矢とか下田とか根村地内の河川改修を進めておっていただきまして、大変感謝をいたしておりますのでございます。

河川改修は、長良川圏域の河川整備計画に基づきまして進めておっていただけるとは思いますが、最近見ておると、長良川中・下流域、特に岐阜市周辺の改修がかなり進められておまして、市内の河川改修については一部の箇所しか改修されていないのではないのでしょうか。

近年、地球温暖化に伴います大洪水が頻繁に発生をいたしております、市内美並町でも死亡者も発生しましたあのような大災害が再び起きるのではないかと、大雨のたびに、特に郡上市の下流地域であります美並町の住民の方々はあの災害が頭をよぎり、大変な恐怖感と心配をされております。

長良川は県の管理でありまして、国・県の予算の厳しいことは察しておりますが、私も議会でのこの件に対しまして、一般質問要望も災害発生から今回で3回目であります。流域住民の多くの皆さんも、6年目を迎えた昨今、遅々として河川改修が進まないと感じておられ、安心・安全のために何とか早期に改修着手をと強く望まれる声が大であります。現状と今後の年度別河川改修箇所別見込みはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

このような進捗状況の中で、安全・安心・命を守るために、地元自治会、郡上市、私たちが市長さんと一丸となりまして、関係上部機関に具体的、積極的に改修要望活動を訴えていくことが重要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

また、一つの私の提案でございますけれども、改修にはやはり何といたしましても多額の改修費用がかかるわけでございますが、先ほどの要望活動と並行しまして、河川環境整備ということで、河川敷の流量を確保するための施策等ということで、具体的には先般も美並町の一部の河川敷において御配慮をいただいておりますけれども、河川沿いに両岸のササやぶ等が荒れ放題となっております、その箇所を伐採、刈り取り等を行うことによりまして、洪水発生時の流量の確保につなげますとともに、天下の清流長良川の河川美化にもなりまして、一石二鳥になるのではないかなあというふうに思っておりますので、早急に何とか取り組んでいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 井上建設部長。

○建設部長（井上保彦君） それでは古川議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず県下の治水事業に対します状況を申し上げますと、岐阜県全体で平成10年に492億ほどありました治水事業費でございますが、これが22年度におきましては、当初予算ベース、あるいは補助内示額ベースでいきますと110億弱ということで、約22%に落ち込んでいると、こんな状況でございます。特に河川の補助事業につきましては16%、16%落ちたんじゃないで、84%落ちたということです。16%に落ち込んでいるということで、非常に厳しい状況が続いております。

そんな中で郡上市内におけます主な河川改修事業を申し上げますと、まず白鳥町の曾部地川におきまして、床上浸水対策特別緊急事業ということで現在事業を進めておっていただくわけですが、これにつきましては、平成18年度から実施いただいております、今年度の完了予定でございます。

それから、ただいまお話がありましたように、美並町の大矢・下田地区におきまして広域の河川改修事業を実施いただいておりますし、またその支流でございます美並町粥川におきまして、県単の河川局部改良事業ということで事業を行っていただいております。

また、内ヶ谷におきましても、治水ダム事業が展開をされております。内ヶ谷につきましては、まだ工事用の道路ということでございますが、これが完成しますと、亀尾島川と長良川の合流点ですが、ここにおきまして100年確率の洪水時において74センチの水位低下の効果があるというふうに言われております。その関係で、こちらの方も早期の事業進捗が望まれるところでございます。

お話にありました大矢・下田地区につきましては、平成19年度から事業を展開しておって

ただきまして、昨年度は133メートルの河道掘削、今年度は138メートルの河道掘削の予定でございまして。

今後の予定ですが、まことに申しわけございませんが、明確に年度別、箇所別の事業の状況は県の方から示されておりませんが、いずれにいたしましても、まだ大矢・下田の地区のほかにも深戸であるとか、穀見であるといったところで、まだまだしゅんせつ工事と必要な箇所はたくさんございまして、地域の皆さんの安全・安心のためには早期に事業を進めなければいけないというふうには考えております。

議員言われましたように、今後は要望活動を、地元の皆様、あるいは議員の皆様方とともに一丸となりまして、県等へ要望をしていくことは重要なことだというふうには考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思ひますし、それから最後になりましたが、先ほど言われましたこういった大きなハード事業のほかにも、河川沿いの立木であるとか除草等によりまして河積を確保するということができますので、これにつきましては昨年度も美並町でも実施をしていただきましたが、今年度も引き続きお願いをしていく予定でございまして、それから堤防の除草等につきましても河積確保の効果があるというふうに思ひますので、これも昨年に引き続き実施はするわけですが、今年度は美並と白鳥においては若干の予算の増額もいただいておりますので、皆さんの安心・安全のために努めていきたいというふうに思ひますので、どうぞよろしく願いをいたします。以上です。

(9番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 古川文雄君。

○9番(古川文雄君) 細部にわたりまして御答弁いただき、ありがとうございます。

今、部長さんの方から申していただきまして、本当に県の財政が極めて危機的といいますか、厳しい状況の中でパーセントを示していただきましたけれども、やはり何といたしましても、先ほど言いましたように、着手いただいておりますところはいいわけでございますけど、やっぱり未着手のところが大変な状況ということとあわせまして、今さら申すまでもないと思ひますけれども、23号の台風の大洪水は、私たちも真夜中の真っ暗やみではございましたけれども、伊勢湾台風、室戸台風以上の始まって以来の大洪水でないかなあと、あの洪水の光景が今でも目に焼きついております。

あわせまして、そのときの河川の最高位に達しました水位が、前市長の指導のもとで高さを指示しなさいということで、現在もその水位が表示されております。その箇所と危険度をいま一度点検をいただきながら、確かに今予算が厳しいということはわかりますけど、ただそれだけではどうしようもないといひますか、ほかっておけない状態に今来ておると思ひますし、あのような災害が来たときにはということを考えますとき、何とか、今も部長さんも言われまし

たように、流域住民の安心・安全のために目に見える施策と納得のできる行政推進を何とかお願いしたいなあということを強く思っております。それは行政だけじゃなくて、私たちも非常に責任も感じておりますし、やっぱり一緒になって動いてまいりたいというふうに思っています。それにつきまして、今後の改修に向けまして、また今みたいなことに対応するためにも、市長さんの心意気を伺えたらありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 最大限の努力をしてまいりたいと思います。

（9 番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 古川文雄君。

○9 番（古川文雄君） ありがとうございます。そういうことで、最大限の努力とあわせまして、先ほど要望活動についても積極的に一緒になって参りますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、2 点目の質問を終わらせていただきます。

それでは3 点目の質問でございますけれども、インフルエンザ予防接種の助成についてということでございます。ことしもこれから秋から冬に向かっていくわけでございまして、まあ夏が入りますけれども、インフルエンザの予防接種等々、発生の時期となります。

昨年から新型インフルエンザが流行しまして、市内の小・中学校におきましても感染拡大防止のための学校・学級閉鎖等が行われまして、郡上市地域挙げて取り組んでいただいたところでございます。国の法律に基づきます救済措置のあるポリオでありますとか、風疹でありますとか、日本脳炎とか、BCG等の定期予防接種と、65歳以上の高齢者の方々は予防接種に助成をされておるわけでございます。

新型インフルエンザは、低年齢児（1 歳から13歳未満まで）は2 回の接種となりまして、料金も1 回目が3,600円、2 回目が2,550円ということで合計金額が6,150円となります。ちなみに高齢者の方々におきましては、インフルエンザ予防接種は1 回の接種で、3,000円のうち1,500円の助成がありまして、個人負担は1,500円というふうになっておるわけでございます。低年齢児は任意接種であるものの2 回の接種となりまして、高額な負担となっております。昨年の市内の新型インフルエンザ罹患状況は、保育園、幼稚園、小・中学校、幼児、児童・生徒の約50%が罹患をされております。幼児、児童・生徒の新型インフルエンザのワクチンの予防接種状況はかなり多く、半数近い方々が接種をされているというふうになっております。

このような状況の中で、高齢者の方々への助成制度に加えまして、ぜひとも幼児から中学生までの予防接種に対する助成が多くの方々から強く望まれておりますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

また、岐阜県内の予防接種を助成されている市町村の状況はいかがでしょうか、お尋ねをい

たします。よろしくお願ひします。

○議長（池田喜八郎君） 答弁を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それではインフルエンザの予防接種の助成ということでのお話でございました。

ちょっと整理をしますと、昨年には世界的に新型インフルエンザがはやりまして、国家的な危機というような中で郡上市も取り組みをさせていただきまして、21年4月には対策本部の方も設置をさせていただきました。

先ほど古川議員さんの方からお話もありましたように、郡上市におきましては重篤化ということはなかったわけでありまして、子どもさんを中心にインフルエンザの感染が4割から5割ということでした。

新型インフルエンザの予防接種の助成に関しましては、昨年の10月に新型インフルエンザワクチン接種費補助事業要綱というものを策定しまして、生活保護の方でございまして、市民税非課税の方に対する接種費用の助成をさせていただいたということでございます。

そのほかに、いわゆる季節型のインフルエンザというのが、毎年、季節型という言い方で、ちょっと分けますとあるわけでございますけれども、この季節型インフルエンザのワクチンにつきましては、今お話がありましたように、65歳以上の高齢者の方及び60歳から64歳までの心疾患のある方を対象に、郡上市の方でも1,500円ということで公費の助成を行っております。予防接種の中には、定期の予防接種ということで第1類と第2類、特にこの季節型は第2類に入るわけですが、65歳以上の方には肺炎を起こすなど重篤化ということで、岐阜県下のほとんどの市では助成を行っておるという段階でございます。

今もう一つお話がありました任意型の、季節型インフルエンザの中でも幼児に対する助成はどうかというお話でございましたが、県下の情勢を見ますと、高山市さん、美濃市さん、飛騨市さん、下呂市さんと海津市さんということで、21市のうち5市、うち飛騨市さんはこれからという話を聞いておりますけれども、1回につき1,500円とか2,000円の助成を計画されているところもございまして、今申しましたように、1種、2種につきましては法律に基づく救済措置というようなこともありまして、ほとんどの市町村が高齢者も助成をしておりますけれども、まだ子どもさんに限っては一部という状況でございます。市としましても、2種の任意接種ではございますけれども、大変大事なことというふうに思っておりますので、さらに県下の情勢を見ながら、またひょっとして新型と季節型の混合ワクチンということも今言われておりますものですから、そういうワクチンの状況を見ながら検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(9番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 古川文雄君。

○9番(古川文雄君) 細部にわたりましての御答弁ありがとうございました。

特に前向きな方向でというお考えだというふうに思っておりますけれども、先ほど来申しておりますし、やはり高齢者世帯には年金ももらえる方も多くあるわけでございますけど、昨今の、先ほど来関連しますような企業等が出ると非常に厳しい雇用情勢の中でいろんな方から強い要望が出ておりますので、全額じゃなくて一部助成でもいいかと思っておりますので、ぜひともそんなことを前向きに御検討をいただきたいなというふうに思っております。期待をしておりますが、市長さんはその辺につきまして所見をいただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長(池田喜八郎君) 日置市長。

○市長(日置敏明君) こうした予防接種というものの拡充ということは、市民の皆さんの健康を守るために非常に必要なことであろうかというふうに思います。ただいまのインフルエンザ以外に、昨日来も話題になっております子宮頸がんのワクチンであるとか、あるいは高齢者の肺炎球菌のワクチンであるとか、いろんなものがございます。ただ、一度そうしたものに助成という形をとりますと、やはり財政の状況によって厳しいのでやめたというわけにもいかないというふうに思いますので、全体の中で、緊急度の高いもの等を、財政の状況というものを見ながら、でき得る限り要望に沿いながら拡充をしてまいりたいというふうに考えております。

(9番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 古川文雄君。

○9番(古川文雄君) どうもありがとうございました。どうかよろしく願い申し上げます。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(池田喜八郎君) 以上で古川文雄君の質問を終わります。

---

◇ 森 喜 人 君

○議長(池田喜八郎君) 続きまして、2番 森喜人君の質問を許可します。

2番 森喜人君。

○2番(森 喜人君) ただいま議長から質問の許可を得ましたので、通告により質問をさせていただきます。

3月議会で時間切れでございましたので、お考えを拝聴できませんでした。改めて今回初めから質問をさせていただきたいと思っております。

先回、極めて少しずつではありますがありますけれども、地方分権が進みつつあると。そして、その地

方分権とはそれぞれの地域の知恵の競争であり、いかに市民が結束できるかがかぎだというふうに私の考え方を申し上げました。

日置市長さん提唱の郡上学特別講座がこれまで2講座開講され、内容も学ばせていただきました。毎回200名近い受講数の参加はありますが、もっと多くの方々に学んでほしい内容であります。残念なことに、全体的な広がりにはなっていないように感じますが、素晴らしい内容であり、私としてはすべての回に参加をさせていただきたいと思っております。

合併して7年目を迎えます我がふるさと郡上に対して、郡上に住む私たちの認識はいかに変化をしたのでしょうか。はっきり言って合併は失敗だったという声をよく聞きます。私は、合併して10年ぐらい経過して、初めて合併の意義と進化を再確認するというふうに思うわけですが、そして今、そのなすべきことは何なのかということで質問をさせていただきたいと思えます。

議員になりましてから、財政的側面の厳しさは把握をさせていただきました。平成25年までの10年の合併特例債がなくなってしまうと、さらに財政規模は縮小せざるを得ないわけで、数字だけを見ればお先真っ暗といった感じもいたしますが、残り4年間でやることはないのかと今考えているところであります。例えば、今まで盛んだったものの再検証、さらにこれから開拓すべきものの研究、そして郡上市内の課題があれば見直し、市外、世界的な取り組みでいけそうなものがあれば積極的に取り入れる。そして、これから郡上を背負う子どもたちへの地域教育など、以下、各項目について質問をさせていただきたいと思えます。

まず一つ目ですが、各種イベントについてであります。

ことしの3月、郡上市観光ビジョン、「訪ねたい、滞在したい郡上づくり」が作成されました。的確に現状を把握され、これからの指針になる内容にまとめられました。その中の市長のあいさつにもあるように、市民の皆様にも大いに市内を観光して、ふるさとのよさを知っていただきながら、みんなで郡上市の魅力为全国へ発信していきたいと考えています。まさにそのとおりで、この部分が今一番重要で大切な内容だと思っております。

先般、第9回「たかす雪まつり」が484万5,000円を郡上市が負担され開催されました。多くの方々にぎわったわけですが、2日間で過去最高の2万2,000人を超える入り込み客数だったとお聞きしております。

高鷲にとっては、外部からのお客さんを迎える最大イベントであります。当初、実行委員会を編成し取り組まれましたけれども、私は準備委員会に1度だけ御案内をいただき参加をしましたが、気づかされたことがございます。一生懸命に努力され、立派に成功をされたことには敬意を表したいと思えますが、残念なことに郡上市全体に意識が行っておらず、郡上市のイベントになっていないのではないかと感じたわけであります。参加された郡上市民の数を正確に

把握することは困難でありますけれども、確かに少なかったことは事実でありますし、17区画の出店も岐阜や富山、高山市といった市外の方々がほとんどでありました。一体、食の祭典、B-1 グルメはどこへ行ってしまったんだと思ったわけであります。

大成功に導いた現場の皆さんを責めることはありませんけれども、やはりこれからは郡上市の的確な指導が必要だと強く感じました。今回は、第10回「郡上市たかす雪まつり」と「郡上」を加えていただき、金額も過去最高のものにしていただいております。ちょっと寒いかもしれませんが、前日のレーザーショーや雪像コンテストへの参加など、まず郡上市の方々に御参加いただきたいし、出店していただき、郡上市民全体のイベントになることを願っております。

ほかにもたくさん市からの助成を受けているイベントがありますが、入り込み数の激減等厳しい現実になっているようです。観光ビジョンの中に、「郡上市の観光は、合併後も従前の地域の枠を越えられず、地域連携ができていない状況にあります」と的確に指摘されております。この課題をいかに乗り越えていかれるかをお聞きしたいと思っております。

さらに先日、ある宿泊施設を訪れた折、郡上の花を見たいお客さんがある観光協会へ連絡をしたのにほかの観光協会へ回されたとか、スキーのことで質問したいと思ったのですが、正月で休みで連絡がとれなかったと、郡上市は本当に合併したんですかと尋ねられました。観光ビジョンの中に「観光客が求める情報を速やかに提供できることは、観光のまちでは重要な要素です」と記されていますが、現実とのギャップは極めて大きいみたいであります。観光連盟、観光協会のあり方を含めて、郡上全体を一体のものとしてとらえることと、郡上市全体を我がふるさとと思えるようにする施策、今後の取り組みについて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っております。

今、森議員が例にお出しになりました「たかす雪まつり」を初め、郡上市におきましては、これが郡上市全体のイベントであるというような代表的なイベントがあるわけでございます。先ほどの「たかす雪まつり」、私も2回、これで行かせていただきました。いろんな思うことはあるわけでございますが、おっしゃるようになかなか郡上市全体のイベントにはなり切っていないという面は確かにあろうかというふうに思います。あれは高鷲の祭りであるとか、あるいはあれは明宝の祭りであるとか、白鳥の祭りであるとか、大和の祭りであるとかというような形で、まだまだ地域性といいますか、郡上市の中でもさらに限られた一部分のイベントであるというような意識があるということ、これはやる側にも、あるいはそれを見る側にもあると

いうことではないかと思えます。

そうした意味で、一つは例えば今後の工夫としては、仮に高鷲の雪祭りというということであれば、そうしたものをぜひやってみたいという方が高鷲以外のところにもあるかもしれません。そういうことであれば、例えばイベントとか、サポーターとかというような方を広く郡上市内から、どのイベントにも限らずですけれども公募をするとか、そういったような形で、従来大変苦勞をしながらそれぞれのイベントを担ってきておっていただく方が、ますます孤立をしていくというようなことのないようにやっていくという工夫も一つは必要じゃないかというふうに思えます。例えば「大和のくるす桜」一つとってみても、あぁいった能や狂言というもののファンといますか、大好きな人は大和だけでなく、郡上市内にもたくさんいらっしゃるかもしれません。そういう人たちと、例えば一緒にやろうよとか、一緒に手伝ってよとかいうような形で、ある意味では当事者になって一緒にやりませんかというような呼びかけとか、そういうことも大事だと思いますし、それからもう一つ郡上市全体のイベントになり切っていないのは、やっぱりそうしたPRであるとか、あるいは中にはチケットの販売というようなものについても全市的にそれをサポートしていく、あるいはそれを全市的に広くPRをしながら売りさばっていくとか、おいでくださいという形で招待をしていくというような努力がまだまだ十分ではないという点があるのではないかというふうに思っておりますので、今後、市の方も商工観光部の観光課等が中心になり、あるいはその他の関係課等も中心になり、このイベントを積極的に支えていきたいというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○2番（森 喜人君） ありがとうございます。

各地域を見させていただく中で、郡上市というのはやっぱり行政が引っ張ってきた部分というのが非常に大きいと思えます。ですから、そのことがまだ癖といますか、取れていないと言えればあれなんです、やはりまだ合併後10年は行政の主導というものが非常に必要ではないかということも思えますので、今言われた内容につきまして御検討いただきたいというふうに思います。

さて、次であります、盆踊りについてであります。

来る7月10日の郡上おどり発祥祭、1週間後の白鳥おどり発祥祭を皮切りに、約2ヵ月に及ぶ暑い踊りの季節を迎えます。保存会の皆様初め関係各位には、心より感謝を敬意を申し上げます。また、観光ビジョンの中に、ここに書かれています郡上市の観光資源の中で一番知られているものの一つに上げられているわけですが、大変なにぎわいを見せていることはすばらしいことでもありますけれども、後継者の問題など直面するさまざまな問題があろうかとい

うふうに思っております。

私の小さいころは、高鷲でも3日間の盆踊りがありました。保存会がありまして、皆さん一生懸命でありまして、私もそれなりに踊ってうれしい時間でありました。今は大鷲地区で少しの時間行われていますが、かつては、踊り足りなければ白鳥の激しい踊りを踊りに行きましたし、徹夜踊りは八幡まで踊りに行く人もたくさん見えました。今ではほとんど踊りに行く人はないと思います。観光ビジョンの中に、「全国に類を見ないロングランで行う盆踊りで、いつまでも伝承していくとともに、さらに磨きをかけ、郡上市の宝とします」とありますが、そもそも、すべての郡上人にとって、盆踊りとは一体どんな存在なのか、もしくは市民総参加にできないか。漠然とした質問でありますけれども、市長にお考えを聞きたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 郡上市にとって、郡上おどりや白鳥おどりを初め、盆踊りとは何なのか、あるいは我々郡上人にとって盆踊りとは何なのかということでございますけれども、これは私たちが育った、あるいは生きてきた時代背景というものとも大きくかかわっているかというふうに思います。そうしたものが、いわゆる庶民の皆さんの大きな楽しみであり、交流の場であったという時代から、その他いろんな遊ぶこともいっぱいあり、いろんな形でやはり時代の変化とともに、こうした郡上人にとって盆踊りとは何なのかという点も若干変わってきているかとも思います。

しかし、願うことは、私もやはり郡上おどりとは、例えば私にとってはお国の手形であり、そしてまた郡上人のたしなみの一つであると、基礎教養であるというぐらいの思いがございます。そしてまた、特に郡上の外に、他郷にいたときに、いよいよ郡上おどりが始まったというような報道なんかに接しますと、本当に郷愁にかられ、胸がわくわくしたと、締めつけられるような思いがしたというような深い思いがあるわけでございますが、そうした思いを今郡上人という郡上の市民がみんな共通に持てるのかどうかという点はあるかと思えます。そうした時代によって若干違いますけれども、やはり郡上市民にとって、小さいときから郡上おどり、白鳥おどり等の盆踊りというものに親しみながら、そして仮に外へ出ていっても、ふるさととの大きなきずなになるようなものであってほしいというふうに思っております。

そういうことでは、これまでもやっていただいておりますけれども、例えば小・中学生のときに盆踊りに親しむ、あるいはそうしたものが外へ出ていっても、幾つかは踊れるというような、あるいは友達とともに、家族とともに踊ったという楽しい思い出といいますか、そういうものを持って、やはり郡上を巣立っていただくようにというようなことが必要であり、それが将来も長くこの郡上おどりというものを、あるいは白鳥おどり等の郡上の盆踊りというものを、

将来に郡上の一つの伝統文化として引き継いでいくことになるのではないかとこのように考えております。

そういった意味で、保存会を初めいろんな方々、あるいはそれを支えていただく大変なサポーターの方々が御苦労いただいておりますが、そうした面を郡上市としても、しっかり支えていきたいというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○2番（森 喜人君） ありがとうございます。

お国の手形であり、また郡上人としての基礎教養であるというお話でございました。

実は私、郡上おどりというのは本当にわからなかったんで、この一般質問をする前にこういった本を読みました。これは三井政二さんと言われるんですかね、これ布田部長の名前も出てきていますけれども、22年前、若かりしころの部長の名前が出ていますが、これは音楽家だそうなんです、三井政二さんという、郡上の方ではありませんけれども、郡上おどりにあこがれて、研究し始めて、ずうっと書かれた本であります。たまたま図書館へ行って見つただけなんですけれども。

この中に私非常に関心を持ったのは、郡上おどりというのは郡上の農民が長い長い歴史の中で、地域文化の向上とともに、地域連携の向上とともに、時には大きな犠牲を払いながらつくり上げた文化財であるというような話が書いてありました。

もう一つは、太平洋戦争中、非軍国的行事ということで当局から圧力をかけられましたが、屈することなく踊り通したというエピソードが数多くあるんだというような、そういった今の明るい盆踊りというイメージじゃなくて、非常に耐え忍んできた中での盆踊りでもありますし、現実にはそういった過去がたくさんあるんだということを聞いたときに、ああそうかと思いましたし、もう一つは、山岳信仰並びに念仏踊りというものが元祖にある。それから、その郡上一揆という人権意識の高い地域であるということも含めて、一揆が起きて、そして動乱した二日町騒動から宝暦騒動に至る中で心の支えになったのが踊りであり、各地域にそういう盆踊りがあって、そして今から370年ぐらい前でしょうかね、3代将軍家光のときに、領主が士農工商融和のため各地にあったものを八幡の城下に集めて踊らせたんだという話が書かれておりました。

私は盆踊りって本当にわからなかったんですけれども、こういったことを勉強させてもらったときに、やっぱり郡上おどりというのは郡上の踊りなんだなあと、八幡だけの踊りではないと。いろんな地域の郡上全体の踊りを集めて、ここにあるんだと、もしくは白鳥にあるんだという、そういう認識を実は持たせていただいたわけでございます。

ですから、私はそういった見方というのはどうしても必要だと思っております、やっぱり八幡に、もしくは白鳥に、他の明宝とか和良とか、もしくは高鷲もそうですが、そういったところから踊りに最近来ていないと思うんです。そうしたところから、やっぱり郡上市内から連携をしていくということが本当に必要だと思いましたので、こういうことを尋ねてみました。

続きまして、スキー場についてであります。

郡上市観光資源の中で一番知られているもののもう一つ、これがスキー場であります。逆境を乗り越えた先人の努力によりまして、さらに交通網の充実が加わって、岐阜県内はもとより、近隣のスキー場をしのぐものとなりました。冬の雇用は、1,000人とはるか超える数字になっていると思います。

私の子どものころは3万人の入り込み数だったんですが、今や100万人を超えているわけがあります。

しかし、今シーズンの状況を見ましても、いつまでも楽観視できるものではございません。地球温暖化、少子化、それに伴いますダンピング競争、入り込み客数は観光協会の方に報告が入っているようでありますけれども、もっと深く収益という観点から見ますと、正確なことは把握できませんけれども、しかし明らかにダンピング競争が活発になりますと、見た目ではわからない落ち込みになります。そして、この問題というのは業者同士では対応できない問題であり、市の指導が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

さらにもう一つ、平成24年に冬季オリンピックが開催されますが、郡上からも選手が出場されることと思います。有力選手を育成する目的が一つ、さらには子どもたちに地元のウインタースポーツを存分に楽しんでもらう目的が一つ。高鷲では実は子ども、生徒、小学生ですが、1シーズン5,000円でどのスキー場も開放していただいております。六つのスキー場がありますので、六つのスキー場の理解があつてのことでありますけれども、これを郡上の児童・生徒に拡張できないものかというふうに思っております。もちろん市内12スキー場の間の協議でありますから、さらには希望者ということになります、小さなときから親しむことによって活躍する場もできますし、将来多くの友達と楽しんでいただければというふうに思っているわけです。そしてそれが、観光の振興につながっていくものと信ずるわけでありますが、そうした意味で、子どもたちへのスキー場も、5,000円とは言いませんが、幾らかで共通の券をつくって、そしてフリーに使えるというようなことも検討していただくということはいかがでしょうか。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

このスキー場というものがウインタースポーツのメッカということで、郡上市にとっては非

常に大きな冬の産業でもあるというふうに考えております。私も今年度、ことしの冬も二、三日ごとに観光課から回ってきます各スキー場の入り込み数を毎回毎回見ながら、対前年比何%になっているかということで、ことしは出足はよかったです、ただ若干雪が降り過ぎてという面もあったりして、最終的には対前年を、郡上全体のスキー場としても、若干及ばなかったという点は残念に思っておるわけですが、その中には、雪の問題だけでなく、御指摘のようなスキー人口の問題があったり、あるいは他との競争があったり、いろんな面があると思いますので、こうした動向は深く分析をする必要があるというふうに思っております。

そこで、今お話のありました、特に郡上市内の子どもたちにもこのウインタースポーツ、なかんづくスキー等に親しませるということ、もちろん将来の選手の養成という面もあるかもしれませんが、そうしたスキーに親んでもらうということは非常に大切でありまして、それが現在この12あるスキー場の、旧町村単位に地元の小・中学生に対するいろんな優遇措置というものがそれぞればらばらになされているという点は否めないというふうに思っております。

幸い、この12のスキー場の事業主体の間で、たしか郡上市スキー場観光安全協議会でしたか、というような12のスキー場の集まりがございます。ここの集まりで、例えばいろいろなことを御協議されたり、あるいは大変ありがたいことだと思いますが、中にはこの協議会の主催で冬大変お世話になりましたということで、国道156号線沿いの清掃をおやりになったりしておられますけれども、この一つの協議の場というものがありますので、そうしたいわばスキー場の共通した経営戦略といいますか、そういうようなものも話し合っただけのような場になればというふうに思っておりまして、そうしたことはやはり郡上市から、例えばどうでしょうかというような形の働きかけが大事だというふうに思っておりますので、そうした点について、今後、対応していきたいというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 森喜人君。

○2番(森喜人君) ありがとうございます。

スキー場に関しましては、先ほど申し上げましたように市がリードしていただくということがまず本当に必要かと思えますし、スノーボードのワールドカップという問題も、民間の方に任せておくだけでいいのかなあと私も非常に思っておりまして、やはりせっかく行われたワールドカップを、この郡上市の知名度を上げていただくということでは非常に貢献していただいたと思うので、もう一度検討いただきたいなあと。これは別に答弁いいですが、そういったこともぜひお願いをしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから続きまして、アウトドアスポーツということなんですが、アウトドアとはたくさんありまして、今後の郡上市の中でスキーだとかいろんなものがあるんですけども、ほかのア

ウトドアで何かいいものはないかなあと、そしてこれから取り組んでいく中で一番何がいいんだろうかというのを、また考えているわけではありますが、世界的に人気なのが、歩くことですね、ウォーキングと登山だというふうに思います。

郡上には手ごろな山があり、霊山白山があり、山の専門家によって初心者コースなどをつくって多くの方を呼び込むことはできないかと。私は、スローライフの時代に最もいいものがウォーキングや登山だというふうに思っております。将来の郡上にとってどんなものがふさわしいか、市長のお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 今回の郡上市の観光ビジョンの中でも、アウトドアライフといいますか、アウトドアリゾート、そういったようなものの確立ということも一つの柱に上げておるわけありますので、非常に大切なことだというふうに思っております。

郡上市にとって、今後一つの道は、まさにお話がありましたように、これを登山というか、あるいはトレッキングと呼ぶか、いろいろでございますけれども、例えば一例を挙げるとしますならば、高鷲の観光協会と白鳥の観光協会が共同して少し前から進めておっていただきます大日岳の登山とか、ああいうものを含め、あるいは白山文化をうたうからには石徹白からの白山の登山というのものもあるかもしれませんし、その他いろいろ手ごろな山もございますので、そうした山歩きというようなものも、もう少し盛んにする方法というものを積極的に進めなければいけないというふうに思っております。

あとはアウトドアの代表的なものとしては、この郡上市内を流れる各河川、川のアウトドアと。これは釣りに代表されるものであったり、あとは近年盛んなものとしてはカヌーとかラフティングといったものがございます。こうしたものも一つの大きな魅力であろうかというふうに思います。

ただ、川のそうしたものについては、郡上市内におきまして、若干、アユ釣り等の問題と、こうしたラフティングといったようなスポーツとの間の共生ということが一つの大きな課題となっております。私は、川は美しく使わせてもらわなければいけない、安全に使わせてもらわなければいけない、それから仲よく使わせてもらわなければいけないという、この三つが必要だと思っておりますので、そうしたことを課題に置きながら、郡上市内のアウトドアスポーツといいますか、アウトドアライフというようなものを振興していきたいというふうに考えております。

（2番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○2番（森 喜人君） ありがとうございます。

ふるさとの三つの条件というのは、この前も言いましたが、知っている人間がたくさんいること、もう一つは懐かしい自然風物があること、それから三つ目が冠婚葬祭などの集まる親族がいることと、こうした三つの条件がふるさとということに含まれているそうでございますが、そうしたことを考えながら、ふるさと郡上と言えるような、そういう郡上市をつくっていただきたいというふうに思っております。

時間がございません。次の産業について質問させていただきます。

梅雨の季節を迎えましたが、先般、オープンした郡上旬彩館、大和の朝市の5月の売り上げは1,380万円と、昨年比126%とお聞きしました。可児市のJAとれったひろばの年間売り上げは10億円に達したということでもありますので、旬彩館も大いに期待できるというふうに思っております。

朝早く山で山菜を取ってきた皆さんには、準備に余念がありません。生き生きとした雰囲気は特に土曜日、日曜日が活発であります。私も山菜をつんで朝市に出してみました。最初は値段のつけ方もわからず、適当だったんですが、厳しい職員の指導を受けながら対応いたしました。

この郡上の産物の直売所はお客様第一主義で、郡上内で最も安く、これからの野菜の売り上げも大いに期待できそうであります。いろいろ教えてくださった皆さんに感謝しつつ、大いに頑張りたいと思っております。

さて、先日、市外の方にお土産を持っていきたいと思っております。関のサービスエリアで買い物をしたんですが、「郡上」と表面に大きく書かれているんですけども、生産者の欄を見ますと下呂市とか高山市、さらに長野産ばかりなのには大変驚きました。そしてがっかりいたしました。郡上ブランドの土産を郡上で生産して販売することの支援はできないものかどうか、旬彩館の附属施設としてもいいのではないかと考えています。

また、現在伝統的にある商品をもっと大量生産できるように支援をできないものでしょうか。お聞きしたいと思います。郡上ブランドを使った加工品やお菓子の販売は大いに可能と思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） 土産品ということでございますが、当然お話がありましたように、旅行なりいたしまして土産を買うときに、正真正銘そこでつくられたものというのを消費者はやはり求めているというふうに思います。名前は仮に郡上何々であっても、裏をひっくり返してみたら製造者が郡上以外であったということであれば、それはやはり期待外れになりますし、またがっかりするものでございますので、できる限り郡上の土産というからには、正真正銘、郡

上でつくられた土産というものが望ましいというふうに思っております。

今、いろんな意味で郡上市内でも、そうした動きを力づけようということで、商工会等では郡上ブランドの商品というようなもの、そうした制度もつくっておられますし、白鳥あたりでもそうですが、梅の栽培とか、いろんな農業生産物を加工して何とか土産に仕立てられないかというような形で、いろんなものが試みられておりますので、そうした動きをやはり加速をすることが必要だろうと思えます。

郡上市民にとって、郡上の名前を冠して売られている土産物がよそのものであるということは、郡上市民にとって悔しいことであるというぐらいの思いをみんなが持って、そうしたチャンスをも自分たちの手にしっかり握るような、それだけの市民全体にとってそういう強い思いが必要だと思えますし、私ども行政としてはできる限りの支援をしていく必要があると考えております。

(2番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 森喜人君。

○2番(森喜人君) ありがとうございます。

実はきのう、下呂のお土産組合の会長をやっておられました中川さんという方に、知り合いなものですから電話をしたら、いいときにはお土産組合で1億円ぐらいは売り上げがあったという話も聞いております。しかし、いろんな問題があって今は組合は解散したということですが、それぞれの会社でやっているという話でありました。

そうしたこともありますけれども、今言われましたように郡上としてそうしたものをぜひつくって売っていくような道を模索していただきたいということを思っております。

続きまして、これまで見る中で、企業誘致というのは大変厳しいなあということを感じております。しかし、今後努力を続けていただくことは当然でありますけれども、違った観点で見直すことも必要なかなあというふうに思っております。

私の友達で、小さな小屋の2階にパソコンをたくさん置いて、そこで仕事を受注したりして仕事をしている人がいます。仕事のほとんどは市外でありますし、東京だとか、埼玉だとか、東南アジアだとか、そちらの方に行って、「今、東南アジアです」という電話もくれますけれども、そういうような仕事をしております。これからはそういった時代なのかなあというふうに思っておりますが、例えば私が申し上げたいのは、大企業にこちらに来てくださいというのは難しいので、やはりサテライトオフィスという遠隔勤務できる通信施設を整えたオフィス、そうしたものを郡上に誘致できないかということでもあります。

ブロードバンド部門は整いまして、交通網の便利さも伴いまして、さらに自然の中でゆったりと仕事ができるというふうに思えます。あいた工業施設の利用もできます。このサテライト

施設はバブル崩壊、1991年ころに最も盛んになって、今は下火と聞いておりますが、今でも高鷲の方には会社の別荘も多く存在しますし、そこを仕事の一部に利用することはできないのかどうか、さらに多くの空き家を活用する道はないのかといったことも質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） このサテライトオフィスの構想というのは、この情報化時代を迎えてからも、そうしたことが言われて久しいわけでございます。一つの工場誘致というのがなかなか難しい郡上にとっても、大変魅力のある考え方だというふうに思います。

ただ、残念ながら郡上市内におきましては、現在、光ファイバーの通信サービスで、いわゆる普通サテライトオフィスに必要とされているだけの情報基盤が必ずしも十分整っていないという問題がございます。こうした問題をどうするかという問題もあるわけでございますので、今後の郡上市の考えられる方策の一つのとして念頭に置きながら、そうした情報基盤の整備等の問題も含めて考えてまいりたいというふうに思います。

（2番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 森喜人君。

○2番（森 喜人君） ありがとうございます。

時間がないので、志教育はまた次回にさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。

あと一つだけ質問をさせていただきます。

交流ということでありまして、もっと幅広い交流をとということで質問をさせていただきたいと思っております。

他地域から郡上市をふるさととして来ていただいた方々、たくさん見えると思っておりますが、もう次の住みかにされるということでもありますけれども、そうした方々の芽を大切にしたいなどというふうに私は思っております。

「龍馬伝」で山内容堂を演じられている近藤正臣氏もそうですし、それから高鷲にも多くの別荘がありまして、各種経験者がたくさん生活をしておられます。例えば、御存じだと思いますが、ギフチョウの大家であります、凶鑑をかかれるぐらいの方も見えます。それから南極着陸経験者とか、皇室の植物を育てておられる人も見えますし、白鳥にも見えますが、北朝鮮に初めて入った人とか、NHKの方ですが、そうした方も見えます。そうした方々の経験というものを大切にして、郡上市の将来に生かしていきたいし、若者の教育にも使っていけないかなあということを非常に考えております。

ですから、そうした人材バンク等もあるというふうに聞きましたけれども、そうしたものの

活用とか、今後どうされるかということをお聞きしたいし、もう一つは、先ほど国際交流という話がありました。その中で、国際交流協会、友好協会というものが郡上に三つあるということでありまして、非常に活発に活動しておられるなあというふうに思ったんですが、ただ、受け入れることはしっかりやっていただいておりますけれども、実際に向こうに行ったり、こっちに来たり、交流ということになると、あまりないのではないかなあというふうに思っております。

私、美濃加茂市におりましたので、そのときのことを話しますと、あそこは産業交流から医療交流まで行っている地域であります。きっかけは窯をやっている人が見えまして、その方がオーストラリアのダボ市に行って、そこでも窯をつくって、そうした交流から始まって、その和が医療の分野まで及んでいるということでありまして、そうした際に行政もちろん交流をしていると。そういった交流を世界とできないものかどうかということを考えております。そのためには、そう簡単にできるものではありません。やっぱり人と人とのつながり等を知ってやっていかないとけませんので、そうしたことを含めて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） それでは答弁、簡潔にお願いします。

○市長（日置敏明君） まず前段の方でありますけれども、私も全く同感でございます。このふるさとを振興するためには、郡上の地つきの人間と、それから郡上市へ今来ていただいている、海外、あるいは全国的にもいろんな幅広い経験を持っておられる方、こうした方の力をかりることが必要だと思っております。

よく地域起こしには土の人と風の人ということが言われます。また、日本は古くからそういう意味で外から来た人のことをまろうど、客人と言いますけれども、そうした形でやはり遇して大切な知恵をいただいたり、いろんなことをしております。

そういう意味で、私ども郡上市も移住交流推進協議会において、既に郡上市へ外から入って来ていただいた方に、大和や高鷲で3回ほど会議をしております。今後も、やはり郡上市へ入って来ていただいた方には、外から入って来ていただいた方の立場で、今後も例えば移住とか交流ということを進めるためにはどうしたらいいのかということをおアドバイスしてもらいたいという役割が一つあると思っておりますし、それからそういういろんな御経験を生かして、例えばいろんなことを郡上市民に話していただくとか、そうした人材活用という面と両方を進めてまいりたいというふうに思います。

また、国際交流につきましても、先ほどから話がありましたような、3団体が中心になっていろいろなことをやっていただいておりますけれども、また迎える、受け入れるだけでなしに、外へ出ていく交流ということも必要だということも念頭にはございます。今後

の課題として検討させていただきます。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、森喜人君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定しております。

(午後2時22分)

---

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後2時35分)

---

◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） こんにちは。大分お疲れだと思いますが、いましばらくおつき合いをお願いいたします。

日本共産党の野田龍雄でございますが、議長さんの許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。今回は3点について御質問をさせていただきます。

一つ目は、国保税の負担ということについてお伺いをします。

国保税の大きな負担が問題になっております。特に、高齢者は少ない年金で老後の不安を抱えて暮らしております。国民年金の全国平均の受給額は4万6,000円とお聞きをしました。郡上市ではどれぐらいになっているのでしょうか。この金額での生活は非常に困難です。このような年金では、国保税を払うことも大変ですが、病気になったときに病院の窓口払いが心配な人も少なくないと思います。

郡上市では、夫婦と子ども2人の4人家族で、所得額が200万円の家庭で国保税は年間31万9,300円でございます。同じく4人家族で、所得額が300万円の世帯で国保税は39万6,800円です。この額は、市民にとって非常に大きな負担であります。3月ごろに国保税が大変高いということで、これは新聞に出ておった額ですが、これは高い方の額が書いてあったと思うんですが、札幌や京都、大阪、それぞれ41万から44万という数字になっております。これで見ますと、郡上市の39万は決して安くありません。非常に高い額であるというように思います。

国保税の滞納者がふえております。そして、短期保険証が発行されております。生活の困難な市民が、窓口負担が払えないため受診を抑制しているとの声も聞いております。現に、最近、そんなに年の方でないんですけど、がんの宣告を受けて、「わしは病院へ行かん」と言って亡くなられた方もあります。そんなようなことを聞きますと本当に胸が痛む思いがいたします。郡上市のこうした実情をどう把握しているか、またそれに対する対策についてお聞きをしたい

と思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

国保税についての御質問であります。最初ちょっと御質問のございました郡上市におきます国民年金の平均受給額はどれぐらいかということでございますけれども、郡上市におきます国民年金の平均受給額は、月額にいたしますと5万6,153円という金額になっております。年間にいたしますと67万3,837円というような金額でございます。

それから、郡上市におきまして、ただいまお話がありましたように、非常に国保税の負担が高いということでお困りの方もいらっしゃるというふうに御指摘がございましたが、確かにそういうことを示す一つの指標でもあるかと思っておりますけれども、現在、全体の1割強の11%ぐらいの、世帯数でいって776世帯ぐらいの方の国保税の滞納があるということでございます。こうした国保税の滞納につきましては、一たん窓口で支払っていただかなきゃいけないという意味の資格証明書というものは一件も発行はいたしましておりません。いわゆる短期保険証を交付しているということでございます。

それから、こういう状態でございますので、確かに御指摘になりましたような窓口での経費がかかるのでということで、医療機関の受診をちゅうちょ、ないしは抑制しておられるという方が皆無ではないというふうには思っておるところでございます。ただ、この国保税の軽減ということにつきましては、国の施策でもありますけれども、御承知のように所得に応じまして7割軽減、5割軽減、それから2割軽減と、こうした国保税の軽減措置というものも講じておりまして、郡上市におきましては、世帯で言いますと全体の4割強の世帯で、いわゆる応益分と申しておりますけれども、そうした減免をいたしておるところでございます。

ちなみに、ただいまもお話のございました国民年金だけの所得の方であれば、課税所得の方はゼロでありますので、応益分のみですと7割軽減が対象になりますので、国保税は年税額にして2万700円、月額を12等分いたしますと1,725円というような形で、できる限りの軽減をしているところでございます。

また、今回、条例改正をお願いしておりますけれども、今般の地方税法の一部改正に伴いまして、いわゆる非自発的失業者の方の減免策というような形で、解雇等をされた方につきましては、国保税を課税するときに前年度の所得の100分の30ということで、3割分にいたしまして課税をさせていただくというような形でございます。こうしたことで、でき得る限り、確かに経済的にも現在厳しい状況でございますので、課税の面で軽減という形をいたしておるところでございますけれども、さらに個々的に見てどうしても国保税が納められない事情にあると

いう方には、また個別の減免措置というものもございますので、そうした方については個別の御相談をいただきたいというふうに思っております。

また、この課税面での減免のほかには窓口負担における減免制度というのもございます。こうしたものは制度としてございますが、なかなか過去のこれまでの実績を見ますと利用しておられる例が少ないので、若干PR不足という点もあるかと思っておりますが、もし本当にそういう形で個別にお困りの方にはぜひ市の方へ御相談をいただきたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 言われたような法で決まった減免もありますし、申請しないと減免がされない、2割ですか、そういう制度もありますけれども、この間お聞きすると、そういう申請減免は1件しかないというようなことを聞いておりますので、やっぱりPRも大事ですし、今言われたような形での市の努力といいますか、気配り、そういうものはぜひ必要であると。なかなか国保税も払えないという相談に行けんのですよ、行きにくいんですね。やはり相談はぜひ行っていただくと、僕もそういうふうに勧めますけれども、なかなか行きにくいんですが、そういう窓口をぜひ実現していただきたいというように思います。また、今言われたような大いにPRをして、できるだけ利用できるようにしていただきたいというように思います。

失業者についての減免、前年度給与の3割という形で所得を下げるから、本当は国保税が下がるということなんですけれども、これについても十分知られていないというようなこともあります。それから、これがどの程度になっているかはちょっと今お聞きしたいと思っておりますので、たしか去年の自民党政権のときも出されて、そしてこの間の鳩山政権の3月ごろでしたか、再度国会で問題になって出されておると思っておりますので、指導が行っておると思うんですが、実際にこの減免はどの程度行われておるか、わかったら数字を教えてくださいたいと思っております。

○議長(池田喜八郎君) 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長(布田孝文君) 今の非自発的な失業者ということで、御承知のように最近の経済情勢が非常に悪いということで、国保税を決めさせていただくときに、例えば医療費分でありますと、所得割で4.5%とか、後期支援分で所得割の2.6%というふうになっておるわけですから、所得が多いほど、パーセンテージは変わりませんがその分はふえるということですので、今回は、我々としてはこれは初めてだということで条例改正を今出しておるつもりでございますけれども、国の方の指示といいますか、これも自分の責任でなくてやむを得ずリストラに遭ったとかというような条件がついておりますけれども、そういう人たちの所得を通常ですと100分の100で換算していくわけなんですけれども、ハローワークの方でこういうことになったということを証明していただけるものを持っていただければ100分の30でできます。ま

だ私の方に具体的に何人の方が見えたかということは承知はしておりませんが、これからはPRをさせていただき、というよりもまだ条例が通っておりませんので、今回提案しておりますので、それを踏まえてさらにPRしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 先ほどの平均の年金受給額が5万6,153円でしたか。私は5万以下だということに思っておりましたので、この数字が間違いないと市長さんが言われましたのでありますが、例えば1人当たりの国民健康保険税というものを全国と比べたものがあります。これを見ますと、例えば18年だと全国が8万5,922円、郡上市は8万1,225円、ちょっと低いんですね、それが20年、おとしです。全国は9万4,638円、これは1人当たりですね。郡上市は9万6,779円という数字になっております。こういった面からいっても、郡上市は決して所得がそんなに高くないところですから、負担は大きいのではないかとといった点では、やはり市民の実情をよく知りながら相談に乗っていくということがぜひ必要であると。特に滞納されておる場合はそのことがわかるわけですから、そういう相談に乗っていただけるように求めておきたいというように思います。

それでは、2番目の農業振興施策についてお伺いをします。

私にとっては全く門外漢でありまして、ちょっと畑をやっておりますが、全く下手くそで、ちょっと上手いようやらずにいつもしかかれておるんですけども、しかし、この郡上にとってはこの農家の産業、それから多くの方が畑を持ってやってみえる実情、それから専業農家の方も最近はおえておるといようなことで、農業は郡上にとって非常に大事な産業であるという、基幹的な産業ととらえる必要があるのではないかと。

せんだって郡上市農業振興ビジョンというやつを出されて、私はいろいろ勉強させていただきましたけれども、そういう重要性と、しかも新政権になって、今度、戸別所得補償制度というようなものがモデル事業として行われておるといことで、非常にあちこちからいろんな意見をお聞きしますので、ぜひこの場でもう少し明らかにして、そして今後の方向をみんなで考えていくという機会にできたらというように思いますので、質問させていただきます。

郡上市の農業と農家の実態について、このビジョンを読みながら勉強したり、またほかにもいろいろ資料がありましたのでちょっと勉強しておるところでございますが、いずれにしても、農業というものが国の政治によって大きく左右されて、御承知のとおり農業の所得はうんと減ってきておりますわね。農家の数も減っております。そして、農業だけでやっていける人は、専門的にやっている人以外は兼業農家ということで、しかも、それもなかなか一つの産業とし

て成り立っていないような現状があります。これは長年の自民党政権によって、どちらかといえば自由化路線によって日本の農業、自動車とか、もうかるものはどんどん売り出していくと、そのかわり農業のような産業は自由化の波に洗われても仕方がないと、こういった政策が続いてきて、農業予算もずうっと減ってきておりますし、農家の数も減り、また米づくりといてもほとんど自給しておるのに、それも減反をし、しかも自給率は全体で41と、そんな状態になっておると。この農業を真剣にどうかしていかなければならないというように私は思いますので、このビジョンを見ながら、市としてはこの郡上の農業の実態、農家の実態をどうとらえてみえるのか。これを読めばある程度わかるんですけども、この場でできたらわかりやすく話していただけるといいんじゃないか。

例えば、このビジョンを見ますと農産物価格が低迷をしておる、燃料や原材料費の値上がりで大変困っておる、それから農業従事者の高齢化、担い手不足、それから食品の安全性が最近大変問題にされて、健康な食生活への関心が高まっているので、これに対応する手だてを考えていく必要があるとかいうようなことが記されております。そういった面で、市長さんの言葉で郡上の農業はこういう問題があるのではないかというようなことをちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） それでは農業振興施策について、実態ということで、今ビジョンをお読みになっておられるということで、ほとんど回答はおわかりになるかと思いますが、よろしくお願いたします。

それでは、まず農業の郡上市の生産基盤について、農地としまして総面積の約3%、約3,020ヘクタールほどであるということがございます。まず郡上としては、生産条件が平地と比べて中山間ということで、非常に不利な条件の中で、やはり標高100メートルから1,000メートルという非常に標高差がある高冷地というようなことも含めながら、気象条件等を生かしながらの農産物づくりを進めておるといのが現状でございます。それで、農家数等々につきましては合計で4,829戸ということで、販売農家においては……。

○4番（野田龍雄君） 数字はちょっといいから、大まかで結構ですので。

○農林水産部長（服部正光君） わかりました。そういうことで農家数は減少しておると。またその中で、新規就農者においては年々微増しながら、最近の3カ年ではふえつつあるということで、県外からも就農をされておるといことでございます。

それで、郡上の農業の地域別の傾向としましては、特に北部についてはラッキョウとか大根、トウモロコシを中心として、非常に園芸作物が盛んに行われておると。また、そのほかの南部等においては、非常に面積が小さい上に、他産業への就業とか、そういうことも多くあるとい

うことで、第2種の兼業農家がございます。そこで、第1種専業農家においては約8%程度であるということがございます。

それで、今課題としまして、やはり農業者の高齢化については41.5%ということ、非常に高いものがございます。全国的には45%ということがございますが、郡上においては41.5%、また後継者不足という課題もがございます。これは担い手の関係でございますが、これにおいても郡上の中で26.8%ぐらいあるというようなことがございます。

郡上としまして、やはり担い手とか、こういう課題を解決していくには、農家の所得の向上が非常に必要になってくるということで、今、そのような施策を打ちながら進めておるということがございます。特に全国市場にも出されておるということで、地域ブランドということを非常に意識しながら、安心・安全であって、地域ブランドとして認められるような農産物を今後作付しながら進めていきたいというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 大まかなガイドをしていただいたわけですが、このような中で、今、大体の実態をお聞きして、今回、民主党政権による戸別所得補償制度(モデル事業)が行われました。これについてはいろいろ意見をお聞きしております。うちらだと案外規模が大きいもんで助かるという人もあれば、逆にやったってほとんど何もならないというようなことも聞いております。そんなことで、こういう大事なときに、政策としてはちょっと問題があるなあということを僕は感じましたので、この場で郡上としてはどう受けとめておるか。そして、この後お聞きしますけれども、郡上の農業の発展・振興にとって、じゃあどういふ方向が必要なのかというようなことを考えていきたい。もっとも国のやることについて、ここで話し合っておるだけでは仕方がないと思うんです。やっぱり国に対する働きかけも必要だと思いますけれども、とりあえずそういった意味で、このモデル事業について質問をします。

まだ始まったばかりであるし、調査をしてみえるようではございますけれども、申請も15日できょうまでというようなことで、集計もまだだというように思いますが、少なくともここまでに説明をされたりいろいろしてみえると思いますので、どんな反応があったか、どういう問題があったかということをお聞きしたいと思います。

特に農家の方が意欲を持って少しでもということで、所得補償と聞いたときには十分所得がない場合には補償されると、それだけ仕事としてやっていけるようになるんやというようなことも思ったんですけれども、実際にはどうもそうでなくて、お聞きしますと、その補償額も非常に低いということや、しかも民主党政権は、これに関税の問題については前向きな姿勢でやるというようなことを言っていますので、外国との関税交渉の中で、日本は一層自由化を進め

て作物の価格が下がっていくということになると、これはせっかく補償としておいても、どんどんどんどんざるに水が漏れるようで、農家のプラスにはなっていないというようなことがあると思います。共産党も今回はいろいろ批判をしておりますけれども、特にこの一つはそういう補償が低いことや、それから転作作物に対する補償も今までよりもうんと下げていると。米粉、飼料用米などはかなり額が見てありますけれども、あとはほとんど下がったということで、これじゃあ困るなあという声も出ておるようでございます。

なお、農業予算も今回またまた下がっておるわけですね。特に、これに回すために、農業共済とか鳥獣害対策、耕作放棄地対策など、そういう予算を削って回しているということで、農家にとってはそういう点での必要な農家はそれが削られていくと。獣害対策とか共済問題、まだほかに農用地の問題なども大きな問題としてあるようです。そんなようなことで出ておりますので、このモデル事業についての受けとめ方をお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） このモデル事業についての受けとめ方ということで、まず農家の皆さんの受けとめ方においてでございます。

特に、今の戸別補償については、米モデルと自給率向上という二つの事業でございます。米モデルの方につきましては、10アールを差し引いてということで、自家消費分については差し引きますよということでございます。それで、郡上の中に考え方としては、やはり助成に対する関心より、生産調整の枠組みが変わり、みずからの選択でできるということへの関心が非常に高いと。やはり面積の少ない方はそういうようなことへの関心が高いということでございます。それと、大規模で経営されておられる方については、非常に二極的に分かれます。この方については、助成が受けられるように農地を集積したり積極的な取り組みをされる方が見えます。また、受けられない方は水稻の作付を増加して積極的に米の販売を目指されるというふうにも二極的に分かれておるとのことと、また地域によってはこの制度の活用の中で、自発的な方が出て取りまとめをされて、この助成制度に参加しようということで、参加される方もお見えになるというような状況で今進んでございます。

また、自給率向上に対しては、転作とか、そういうものは要件はございませんので、販売農家であるというのが一つの条件になってございます。それで、皆さんどうしたらいいのかということで、やはり大きなところへ出せない小さいところについては、市としても学校給食とか直売所へ出していただければ販売農家として認めますということで、そういう皆さんに指導をしたりして、受けられる方もおるといふ状況でございます。それで、この助成の条件は、やはり販売農家と個人が選択できるという二つが非常にキーワードとしてあるということで、市としてもこれからこの制度を使っていく場合においては、所得向上にもつながるように販売農家

を目指していただきたいということをお願いしておると。

それと、国の方へ所得の水準が下がっておるということで、米においては1反1万5,000円でございますが、これにつきまして、当年度の販売価格と差がある場合、過去3年間の平均をとりまして販売価格との差額において補てんするというので、今年度においてはまだ販売価格が決定しておりませんので、その結果を見て調整されることになろうかというふうに考えております。

また転作につきましても、昨年より補償が下がったというものについては、今年度においては激変緩和という措置をとっております。そこで、今の単価に対しまして、麦ですと3万5,000円でございますが、前年度は4万1,000円でございます。その中で、激変緩和として6,000円をプラスすることになりまして、4万1,000円というような形に戻すと。今年度においてはこういうような対応がされていくということでございますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 自分でやっておらんもんですから、お聞きしておっても、ああ、こういうことかなあと思ったり、よくわからんこともありました。市民の皆さんも、農家の方でないとわからんということもあったというように思うんですが、今、例えば激変緩和というようなことについても、これはことしの分であって、今後またどうなるかわかりませんし、今、大規模なところでも取り組みが二つに分かれるというようにお話があったんですけども、それぞれ自分でより有利な方を選択してやっていけるということならいいんですが、例えば、私が聞いておりますのは、営農組合をつくってやっておったと。そうすると、大勢の方から土地もお借りしてやって、3年に1回ずつ減反地の休耕田をつくってきたということがあって、今度実際これに適用しようと思うと、去年つくらなかつたところは実績はないということで困るし、それについてはいろいろ今言われたような細かい取りまとめをしながら、そういう方たちが有利になるように、上手に使えるようにしていくということが必要なんですけども、その取りまとめをする人がなかなかないというようなことを聞いております。そういった点では市の支援ということは絶対必要になっておるのではないかとこのように思いますので、期日もだんだん来ておりますが、ぜひきめ細かな対策を立てて、これらに当たっていかれたと思います。

それで、郡上としてこのモデル事業の対象面積が、先ほど全体のは言われたんですけど、どのぐらいで、もしその対象面積全部が受けるとしたら農家へはどれだけの補償になっているのか、そんなことがもしわかれば知りたいし、今までの申請の度合いから、例えば半数ぐらいになっておるのか、もっと多いのかわかりませんが、予測としてどの程度になると見ておられる

のか。そんなことは難しい問題ですので、正確には答えられないと思いますけれども、そういった点でお聞きをしたいと思います。お聞きすると、こんな補償なら、そう難しくて面倒くさいので、それならやらんでもええわという声も聞いておりますので、そういった点で、現実的に今どれだけの声に対して郡上へは補償がされようとしておるのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 服部農林水産部長。

○農林水産部長（服部正光君） 戸別補償を郡上として全員が受けられた場合、これは前回の定例会の一般質問のときもお答えをさせていただきましたが、9,600万ほど、約1億弱という形がもし全員の方が受けた場合でございます。それで、農家の方はぎりぎりまで申請されないということでございますが、今、この対象の農家数4,600ほどございますが、1,000戸程度は来ておるとい形でございます。

（4番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） すみません、時間の取り方が下手だもんで、ちょっとまだお聞きしたいことがありましたけれども、またの機会にさせていただきたいと思います。

三つ目の学校教育の問題についてお願いをします。これもちょっと時間が少ないので申しわけないですけれども、簡単にしまして一つ質問をさせていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 野田議員、この前の申し合わせのときに、5分前になったら新しい質問に入らんようになっておったんですが、先ほども2人の方が見えまして、2分ぐらい残して、後は答弁というようなことでお願いしたいと思います。

○4番（野田龍雄君） 申しわけありません。学校教育を充実して、子どもが生き生きと活動できる学校運営をとというような題で、今、子どもたちの現状はどうなっているかというようなことをお聞きし、また学校での努力をお聞きしたいと思っています。時間もそういうことですので、2分ぐらいですか。

校内暴力やいじめや不登校等の話をいろいろ聞いておるわけですが、友達関係や学習への適応困難など、多くのストレスを抱えておるのではないかと感じています。それから、先生方の長時間勤務の実態、これは昨年お聞きしたときもあつたんですが、なくす努力をされておるといことでしたけれども、先生方の教育に対する取り組みが雑務によって、あるいはいろんな仕事が多くて十分できないのではないかと、また過労で病気になる先生方もあるというように聞いております。そういう中で、本当に子どもが伸び伸びと将来に向かって伸びていける力をつけていくにはどうしたらいいかということで、教育方針なんかも読ませていただきましたけれども、それなりの努力がされておりますし、非

常に欲張った計画のような気が私はしましたけれども、子どもたちの将来に対して、時間もありませんので、特にこういう点で力を入れておるんだというようなお話をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長、答弁は少しすいてもよろしいので。

○教育長（青木 修君） 今、特に力を入れているところはたくさんあるわけですが、大きく分けて二つ。

一つは、生きる力につながっていくような、確かな学力を身につけるということが一つありますし、もう一つは、強い意志とか、あるいはふるさとへの誇りや愛情を持たせるという意味でのふるさと学習、この2点なんです。具体的に何をしているかということもお話しできればいいんですけども、特に学力という点では、今年度から先生方にも指導力をつけていただくという意味で、年間に数回になりますけれども、継続的に具体的な実践につながるような指導法の講座を開設しております。それから、ふるさとへの誇りと愛情を育てるという点では、継続して郡上学のふるさと塾をことしも充実させていきたいというふうに考えております。

（4番議員挙手）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 要綱にちょっと書いておいたんですけども、学力テストはことしはやらなかったということで、学力についてどういように見てみえるのか。大体の様子はわかったのでことしはやらないと言われたものですから、郡上の子どもの実態、学力をどういようにつかんでみえるかだけ、ちょっとお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 青木教育長。

○教育長（青木 修君） 特に中学校の場合は、国語、数学ともに知識的な部分も活用の部分も比較的高い学力を保っておりますし、小学校の場合は、国語の知識の点については活用も含めてですけども、全国的な平均とそんなに大きく違いはありませんが、若干算数の考えるといった部分では、力としては全国的に下回っているというような傾向です。特に筋道を立てて物を考える、そしてそれをわかりやすく表現するという点について弱さがあるように思っております。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、野田龍雄君の質問を終わります。

---

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、11番 上田謙市の質問を許可いたします。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 一般質問も、2日目の最後の登壇者になりました。皆さんお疲れのこ

とだとは思いますが、どうかよろしく願いをいたします。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回、私は先般公表されました市の財務諸表の作成の成果と今後の活用についてを初めにお尋ねいたします。

従来、自治体が作成する財務の書類は、歳入歳出決算書のような現金主義、単式簿記を基本にしています。しかし、これでは財務状況が一体よいのか悪いのかというような判断が十分にできないということから、企業会計のように発生主義、複式簿記の考え方を取り入れて、現金以外の資産や負債、減価償却費や引当金などが把握できる財務諸表を作成する動きが自治体に広がっているというふうに聞いています。例えば上手でありませぬのであれですが、家庭でも家計簿をつけていると思いますけれども、家計簿は収入と支出、特に支出は衣食住、あるいは光熱費、あるいはガソリン代というのを支出したときにつけて、帳面の残高と現金と合うと。それで帳面も一冊で済むというのが単式簿記の現金主義だと思いますが、よくよく考えてみると、例えば自分のところが持ち家かどうかというようなことや、ローンで住宅を購入してみえる場合もあるでしょうし、車を購入してみえる場合もあると思いますが、そうしたら、借金はあるけれども、片方には住宅とか車の財産もあるんやということで、一体うちの身上はどんだけなんやというようなことをわかりやすく表にしたのが貸借対照表というか、バランスシートだというふうに思います。

そうした中で、郡上市もことし3月、平成20年度の普通会計と企業会計、あるいは特別会計、第三セクター等々の会計もあわせた連結会計の財務書類の貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の四つの書類が公表されました。そして、その概要については5月号の広報ですが、こうして4ページにわたって掲載をされておりますので、多くの市民の皆さんがごらんになったというふうに思います。

そこで、今回は、財務諸表を作成した成果と今後の活用についてお尋ねをいたします。

まず初めに、今回の財務諸表作成の成果と郡上市の財務内容の特徴をどのように考えてみえるのか、評価してみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、上田議員さんの御質問に答弁させていただきます。

まず、今回、財務諸表作成に当たっての成果の件でございますけれども、その一つは、この貸借対照表の作成が郡上市にとって初めての取り組みであったということでございます。今回初めて作成したことによりまして、今申されましたが、市にどれだけの資産があり、また負債、地方債ですが、そういったものがどれだけあるかということが把握できたということで、まず

一つは新しい視点といいますか、新しい目での市の財政事情といったものを見詰めることができる資料ができたということがまず1点上げられるかと思えます。そして、もう一つですけれども、この財務諸表作成の取り組みそのものが、平成18年の地方行革指針に基づいて、その中の公会計の整備の一環として方針が示されて、今回、郡上市も作成をしたというような経緯でございます。

そういうこともありまして、今回の作成しました資料に基づく資産であるとか、債務の実態の把握、あるいは管理の状況等々から、今後の行政改革という視点での取り組みに役立てる基本的な資料となるものも得ることができたというふうにとらえております。

そして、もう1点の財務内容の特徴をどのようにとらえるかという御質問でございます。

まず一つは、今回、資産・負債等把握する中で、どちらも非常に額が多いということです。普通会計の市の資産総額は1,834億9,000万円、一方、負債の総額は575億6,000万円というところでございます。これを県内の他の団体、11市ほど比較してみましたけれども、いずれも郡上市はどちらにおいても最高額といいますか、群を抜いておるといような状況でございました。そうした中で、多いということは一つ事実でございますが、もう一方では、これまで負債の、単年度の場合、大きさだけが注目されてきておりましたが、今回、資産とあわせ見ることによりまして、負債そのものも資産形成をするための借り入れであったということも裏づけておるなあということをかいま見ることができるというふうに理解してございます。

それから、またこの財務4表そのものの分類といいますか、特徴を見る折に、資産と負債の関係から分類します方法と、固定資産と行政サービスに係りますコストの関係から分類する方法と2種類あるわけなんですけど、最初に資産と負債の方では、大きい政府とか、小さい政府とかというような言い方をしますけれども、資産・負債が多い場合は大きい政府、またその逆は小さい政府に当たったということでありまして、固定資産が多くて行政コストとが多いという場合は高コスト型、またその正反対は低コスト型というように分類されております。これで見ますと、市の場合は大きい政府型で高コスト型というふうに理解しております。そのことは、やはり郡上市は面積が非常に大きいということに起因しているのとらえておりますし、郡上市以外の山間部の多い自治体におきましても同じような傾向にあるということで、そういう状況下にあるなあというふうに判断をしております。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 今回公表された財務諸表については、今後の行財政改革の基礎資料に使えるということと、そして郡上市の財政内容の特徴としては、社会資本整備が進んでいるけれども、逆にそのことが今後の維持管理費、施設更新の負担増につながり、将来世代の負担が

合併債の借入れなんかもあって重くなっていると。これは、この書類を見ますと郡上市だけの課題ではなく、日本全国の自治体が抱えている共通のことだというふうに認識をしております。

次の質問です。

貸借対照表（バランスシート）の公共資産には、売却可能資産として約1億7,000万の記載がありますが、そうした資産を洗い出す作業はどのような方法で行われるのかということと、そうした連結決算に出てまいります長期借入金約1億5,000万は、土地開発公社が土地を先行取得した際に金融機関から借入れたお金とのことですが、現在、市の土地開発公社が所有をしている土地の概要と、取得した目的、そして活用との間に有効性はどのような状況にあるのか。言ってみれば、世間で言われるような塩漬けにしておかならんような土地があるのか、ないのかということであります。

時間の関係がありますので、部長、すみませんが端的に答えをいただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） それでは、ただいまの質問に御答弁させていただきます。

売却可能資産の洗い出しについてでございますが、今回計上しております売却可能資産でございますが、普通財産の土地をベースとして出しております。その洗い出しの基本的な考え方でございますけれども、まず1点は、現況が宅地、もしくは雑種地であること、それから二つ目が空き地であるか、また使用していない市有の建物だけが残っているといた土地であること、それから三つ目が、長期の貸し付けを行っていない土地であることを条件に、抽出、洗い出しをさせていただきました。

今回のこの額につきましては、いわゆる固定資産の評価額を割り戻すような形で算出しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして2点目の、土地開発公社が先行している土地の状況ということでの、その概要はどうかということでございますが、土地開発公社におきましては、平成16年からこの会計を持ちまして取り組ませていただいておりますが、一つは、国土交通省の大和改良関連の事業のための先行取得ということで行ってきました。平成21年度末の所有地の状況ですが、白鳥町の中津屋ほか5筆ということで、面積1629.5、それから買収価格ですが、4,547万4,000円という額でございます。ただし、このことにつきましては、この4月末をもって国土交通省の方へ全筆売り払っておるということでございますので、現在保有地はございません。

それから、次の評価はどうだということでございますが、このことにつきましては、開発公社の定款によりまして、国土改良のために先行取得するというような位置づけのものでやってきておりまして、今回、工事がおかげさまでスムーズに来てございますので、そういう意味では

有効にその効力を果たしてきておるといふふうにとらえてございます。

それから、連結の関係でございますが、この開発公社につきましては市が100%出資しておる団体でございますし、それから、今回の開発公社の対応でございますが、国の依頼によりまして土地の取引をさせていただいたということで、市の負担は発生しないという状況下での取り組みでございますので、市の財政に対して悪い影響とかということは全く発生はしておりません。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ただいま答弁いただきまして、市の土地開発公社が所有している、あるいはさきの補正予算でも上程されましたけれども、一部の自治体にあるような、塩漬けにせんらんのような土地はないというふうに安心して理解をさせていただきました。

次に、行政コスト計算書ですが、これを見ますと、どのような経費をどのような分野で使ったかということとはよくわかりますけれども、私たちが負担をしている行政コストに対して、それに見合う行政からのサービスが提供されているのかどうかというような判断、いわば市民の満足度といいますか、そうしたことはこの計算書でははかることは難しいというふうに思います。それを検証する方策があるとすれば、どのように考えてみえるか、お尋ねをいたします。

そしてもう1点は、市の行政コスト構造に課題があるとすればどのように改善をしていく考えであるのか、お尋ねをいたします。

恐れ入りますが、また端的なお答えをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） ただいまの御質問の件でございますけれども、評価の見合うサービスの提供が適切にされているかどうかの評価の指数ですが、一般的な出し方ということで御答弁させていただきますけれども、行政コスト計算書の経常行政コスト、その総額に占める経常収益、使用料でありますとか、負担金でありますとか、そういった市民に負担していただく割合の度合いでもって見ることもできるというふうになってございます。その指数が通常2から8%の間ですと、ほぼ平均的な数値ということになってございまして、この数値が過度に高くなる場合は、住民負担に対してサービスの方が不足するというような判断ができることとなります。この場合、郡上市は3.9という状況でございますので、やや下の方には位置しておるといふことでありますけれども、いずれにしましても一般的なところということでございます。

それから、次の行政コストの構造と課題、改善策ということでございますが、この行政コストにつきまして、性質別に見るものに係るコスト、郡上市の場合ですが43%ということですし、それから外部への転出が33.6%、それから人に関係しますのが19.8%といったような構造にな

っています。この内容から見る限り、いわゆる人件費や減価償却というところの費目が入ってきますけれども、やはり任意に削減することができないというたぐいのものが多いということでございますので、固定的な経費が非常に高い割合であるなあという状況でございます。また、外部への移転ということでの公営企業会計に対する負担も多いというのが実情でございます。

そういうことで、市の行政コスト構造でございますけれども、こういった背景の中で短期間に減らすということは非常に不可能な状況下にあるということが見てとれるわけでございます。そうしますと、今後でございますが、物件費などの経常的なものを徐々に削減しながら、それから資産の整理、さらには現在進めておりますが職員の削減、あるいは公営企業会計の経営の改善ということを通じて、長期的な視野も含めながら取り組みを進めて行かなければならないなあということを考えております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） どうもありがとうございました。

今回、公表された財務諸表については、自治体行政の透明化を図り、財政支出の効果と評価をするための新しい手法として大変有益なものというふうに言われているようですが、代表監査委員におかれましては、財務諸表作成の意義と、この財務諸表の役割をどのようにお考えになってみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 齋藤代表監査委員。

○郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それではお答えいたします。

私は監査委員でございますので、多少指摘事項も入るかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

まず二つの面から意義と役割を見てみたいと思っておりますけれども、今言われました、私も持ってまいりましたが広報ですね。これを見ますと、貸借対照表は企業会計の一環でございますけれども、今までですと、いわゆる負の財産ですね、借金であるとか、あるいは実質公債比率が二十何%であるとか、あるいは財政が非常に厳しいとか、そういうマイナスの面ばかりが先行して、市民としては非常に不安材料が多かったわけですが、今度はこの資産を見て、数字は今御説明がありましたから申しませんけれども、そうか、負債もたくさんあるけれども資産もあるんだということで、ある程度は理解されるであろうと。同時に、ある程度安心なさるだろうと、これは市民に対してですけれども。それからもう一つ、職員に対してでございますけれども、これは今、こういうことで公表なさったわけですが、財務諸表をただ単に作成して開示するだけではあまり意味がないと思います。じゃあ何かといいますと、そこからいかに有用な情報を読み取って、行政経営における意識決定に役立てて、そして住民の財政状

況の説明に使ったりすることが必要ではなからうかというふうに思います。

それで、これを見ますと、平成20年で2年たっています。ですから、まさにこれはちょっと1年たってというのはおくられているんじゃないかなあと。と申し上げますのは、こういうものをつくったら、できるだけ次の年度の予算にこれを組み入れるというか、この内容を検討して、次の予算にも対応するように検討する必要があるんじゃないかなあというふうに思います。そういう点で、もう少し早くこれを出して、そして実際の予算にも変更できるようなことが必要ではなからうかなあというふうに思います。

それから最後ですけれども、貸借対照表、数字が今出ていますけれども、問題はの中身がどうであるかということ。これは職員の方、あるいは議員の方々も、実際数字はこう出ていますけれども、数字の中身はどうであるかということをお貸借対照表から読み取っていただきたい。時間がありませんのでちょっと読んでみますけれども、こういうことではなからうかと思えます。

貸借対照表の資産の部で最も多額に上るのが公共資産ですが、その整備に当たって地方債が非常に多いわけですね。それは、資産から得られる行政サービスが後々になってから住民に寄与することができるため、行政サービスを受ける年度内の税金を借金の返済に充てるという行政に特徴があるわけですね。いわゆる今までたくさん借りたら返していかなきゃなりませんから、したがって、その地方債を多額に発行し、資産整理をすることは、将来の税金の使い道を決めてしまうことになるわけですね、もう返していけないけませんから。そうしますと、弾力的な財政運営が非常に難しくなるのではなからうかなあということ。特に郡上市の場合は非常に多額の借金をしておりますから、それがこれからの運営に負担がかかってくるんじゃないかということ。要はこうした貸借対照表、四つの表でございますけれども、これを見られて、ただ数字が出ただけですぐそうかなあということじゃなくて、中身がいかにか郡上市としてどうなっていくか、あるいはどうしたらいいかということをおみんなで考えて、この数字をお有効に生かすということが大事ではなからうかなあというふうに考えております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） まことにありがとうございました。

今、代表監査委員がおっしゃいましたように、私もこの財務諸表については有用な情報源であると思えますし、中身が大事だと言われましたけれども、そのとおりで思えます。

自治体経営は持続するものでなければなりません。代表監査委員が直接議員とはおっしゃいませんでしたけれども、私は議員も議会の役目と責任として、この財務諸表をしっかりと見な

がら予算の審議に付したり、そしていろんなことについての監視をしていくということの一つの道具と言うとおかしいですが、それが財務諸表でないかしらんということで、代表監査委員が言われたことは、この議員の私の胸に突き刺さるような気がする言葉であったというふうに思います。

それでは市長にお尋ねをいたします。

今回、郡上市において作成された財務諸表を、市民の皆さんにホームページとか、今もお話がありました広報とかで公表されておるわけですが、公表する意義と、そして今後の日置市政の行政経営に向けて、財務諸表をどのように活用されるのか、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 日置市長。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今回、こうした新しい財務4表といいますか、そうしたものを公表いたしましたわけでございます。担当課に、郡上市の広報にこれを載せて市民の皆さんから何か反響があったかというふうに聞きましたが、何もないというふうに聞きました。思うところ、今回のこういうような一つの財務上の情報を開示することによって、例えば企業会計等に非常になれておられる会社経営等をやっておられる方は、これで郡上市の財政の状況が全体として把握できたというふうに思われる方もあるかもしれない。しかし、これを見て郡上市の財政状況というのは何が何やらさっぱりわからんという方も多いうふうに思います。むしろ、いわゆる官庁会計での歳入歳出、あるいはストック指標としての地方債現在高とか基金現在高、こうしたものを見た方がわかるという方もいらっしゃるというふうに思ひまして、私は、これは恐らく両方ともある意味で正直な感想ではないかというふうに思います。

そもそも歴史的に見ると、明治ごろに我が国の官庁会計が導入されたのは、最初はこの企業会計、複式簿記方式であったというような話も聞きますけれども、今、こういう官庁会計方式になっておるわけです。しかし、非常にこれを評価する声も大きいですが、これを官庁のこうした私たちの自治体の会計に導入するという事の中には、相当ある意味では無理というか、あるいはこれで一体どうなのというところもあると思います。例えば貸借対照表で資産合計と負債合計で郡上市は純資産合計で、じゃあ1,256億円の純資産があるんだねと、だから安心だねということでもない、要するに、これは企業の場合でしたら、あした倒産して会社を清算してでも、お金が残るのか残らないのかということを見るためのものでありまして、こういう金目のものが出てきたからといって郡上市の市役所を売却したりとか、会社もすべて清算してしまうというわけではありませぬので、一つの物の見方ということであり、また従来、ともすれば隠れておった金目のことでなしに物的な資産の評価等というものが表に出てくるとい

う意味で総合的に見ると。あるいは連結決算をするというようなことで一つのものが見えるということでございますので、一つの有益な情報ということではありますが、作成をする上においても、活用する上においても、これはまだ発展途上であるという認識は持ちながら、しかしこうしたものをできるだけ私の方も活用の研究をしたり、あるいはこういう形の表をつくった場合にこういう見方ができるんですよということについての易しい解説ということを市民にしていかなければいけないというふうに考えています。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 私も広報を見ても、これはどういうことなんやろうというような、中身についてまで理解できる人は少ないと思っております。今も市長が言われたように、このふれあい懇談会で、こうしたわかりやすい財政白書というようなことで毎年いろんな内容を充実させながら資料として懇談会で郡上市の財政についてのお話をされておりますが、そうした折に、今も言われたように、この貸借対照表だけ見ると、片方では連結では二千何百億も郡上市は資産があるんだと。ただ、それは公社であり、道路であり何であり切り売りすることはできないですが、こちらの方には九百何十億という負債は返していかならんと。一見すると、郡上市の市民にとっては二千何百億も資産があるのなら900億ぐらいの負債は何でもないのではないかというような錯覚を起こしたり、市長が言われるように安心を与えてもいかんと思えますので、その辺は、こうしたわかりやすい財務白書の中で丁寧な説明を市民にしていくことが大事でないかというように思います。そういうことが市民にわかっていくと、郡上市の財務内容というのは正直なところこうなのかということで、財政に対する意識というのは高まってくると思いますし、行政は行政でこれからますます、医療についても、福祉についても、教育についても、各種のサービスというのは充実をさせていかならん役割がありますけれども、そこで市民が郡上市の本当の財政の内容を知りながら、今度提供されるサービスというのは、果たして市長が言われる身の丈に合った財政の提供できるサービスなのかというようなことも市民がみずから判断をするようになるのではないかというふうに思います。

例えば、今回の国の施策である子ども手当についても、国民の評価は分かれるところです。それは、国にそれだけ借金がありながら何でばらまくんやという人がいる一方、これは子育て支援としては大切な施策やということで、そういう論議が起こってくることは大変有意義なことだと思います。ですから、そうした郡上市の市民の皆さんが論議をするきっかけになるこの財務諸表、そのためには、やっぱりわかりやすい内容で市民に情報を提供していくということが大事だと思いますので、よろしく願いをいたします。

おかげさまで2番目の質問に入ることができます。

災害時の避難勧告の判断・伝達マニュアルの整備についてということでお尋ねをいたします。議員の皆さんの机の上にも新聞のコピーを配らせていただきました。

先日、6月2日の新聞報道によりますと、台風やゲリラ豪雨など局地的な豪雨の災害時に、自治体が出す避難勧告の判断・伝達マニュアルを定めているのは、県下では42市町村のうち七つの市と町のみであるということで、郡上市は七つの市町に入っておりませんでした。この記事だけを読むと、郡上市では災害時に発令される避難勧告の判断・伝達マニュアルがまだ定まっていないのかというような不安を感じた方もあらうと思いましたが、その辺のところについて、現在、市の整備の基準方針がどうなっているのか、また作業状況はどうであるのかというようなことをお尋ねしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 御質問にお答えをさせていただきます。

この避難勧告の判断と伝達マニュアルでございますが、郡上市の場合、新聞に載っておりますように基準作成7市町のみということで、作成されていない一つの市ではございますが、若干他の市と事情が異なっておりますので、そのあたりも含めて御説明を申し上げたいと思います。

といいますのは、市の取り組みでございますが、郡上市では平成17年3月に国において、そうした折のガイドラインが作成し、示されました。早速それに基づきまして、市の勧告等の判断・伝達マニュアル、初版と呼んでいいかと思いますが、郡上なりのそういったものを手がけさせていただきました。そして、その年の8月に土砂災害に関係するものも織り込みまして、今現在使っております判断マニュアルを作成し、よりどころとしているという実情でございます。

一方、県の対応でございますが、岐阜県におきましては20年8月、9月に西濃地方で大雨によります水害であるとか、土砂災害が起きたというようなことを契機に、県下でもなかなか取り組みが進まなかったという実情もありまして、県なりの国のガイドラインに沿ったマニュアルをモデル的に手がけられたということでございます。21年の3月に県はつくられました。

そうした中で、改めて市の既にできておるマニュアルと、それから県のマニュアルとを比較・検証をする中で点検作業を行ったわけですが、郡上市の持っておりますマニュアルにつきましては、対象地域の区分でありますとか判断基準におきまして、県の示すマニュアルと比べると絞り込みがやや甘いとか、避難等におきます判断の基準が若干の課題が残るという指摘を受けました。このため、郡上市では全面的な改定作業に入ったという状況下でございます。

それで、御質問の改定基準はどのようなかということでございますが、現在は県の示す国のガイドラインに沿った掲載項目によることとしまして、水害、土砂災害における対象となる区

域、箇所、区間、そういったものをより細分化しまして、そしてそれをまた表記し、特に郡上市は地域が広範でございますので、今現在は旧の7ヵ町村ですが、七つの地域に分割しまして、それぞれ特性に応じたマニュアルをつくるということで取り組んでございます。

また、作業状況はどうかという御質問でございますが、現在、モデル的に既に作成しましたので、県へ上げて指導を受けておるところでございます。おおむね今月末にそのマニュアルが戻ってこようかというふうに思っておりますので、それ以降は他の7地区のマニュアルも逐次すみやかに作成する予定であります。

策定後でございますけれども、これらにつきましては自主防災会でありますとか、関係防災機関等々に内容も周知しまして、いざというときに備えたいというつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（池田喜八郎君） 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） そうしますと、郡上市においても既に避難勧告の判断・伝達マニュアルというものはできておるけれども、県の示した基準に合わせるために、今、鋭意作業中であるというふうに理解していいんですね。そんなことがあってはいけません、今、避難勧告を出さんならんというようなときには、従来の郡上市の避難勧告の基準に従ってそれが発令されるということで、全くないところからつくろうとしておるのではないというふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

先ほど古川議員からも質問がありました。平成16年秋の台風23号は大被害をこうむりましたし、私も八幡ですけれども、避難を余儀なくされた方もあって、そのときのことを思い出します。備えあれば憂いなしと言いますので、どうか県の基準に合うというこのマニュアルを一刻も早くつくっていただいて、これについてもまた市民の皆さんにわかりやすい形で広報・周知していただいて、備えていただきたいというふうに思います。

早く早くという答弁をお願いしましたので、ちょっと時間が余りまして恐縮しております。以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） 以上で、上田謙市君の質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり御苦勞さまでございました。

(午後 3時56分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長           池 田 喜八郎

郡上市議会議員           田 中 和 幸

郡上市議会議員           金 子 智 孝

